



三重県公報

令和6年3月29日（金）

号 外

目 次

（番号）	（題 名）	（担当）	（頁）
	規 則		
33	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則	（ 長 寿 介 護 課 ）	2
34	三重県指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則	（ 同 ）	33
35	三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則	（ 同 ）	36
36	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則	（ 障 が い 福 祉 課 ）	36
37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	（ 同 ）	59
38	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則	（ 同 ）	65
39	三重県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則	（子ども福祉・虐待対策課）	78

規 則

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布します。

令和六年三月二十九日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三 重 県 規 則 第 三 十 三 号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第一条 三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年三重県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(文書の交付に代えて行い重要事項の提供の方法) 第七条 条例第十条第二項の規則で定める方法は、次項に定めるところにより、入所申込者又は当該入所申込者の家族の同意を得て、同項の重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を電子情報処理組織（軽費老人ホームの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該入所申込者又は当該入所申込者の家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供する方法とする。 一 (略) 二 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法 2 ～ 4 (略) (協力医療機関等) 第二十条 (略) 2 軽費老人ホームの設置者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たつては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 二 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。	(文書の交付に代えて行い重要事項の提供の方法) 第七条 条例第十条第二項の規則で定める方法は、次項に定めるところにより、入所申込者又は当該入所申込者の家族の同意を得て、同項の重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を電子情報処理組織（軽費老人ホームの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該入所申込者又は当該入所申込者の家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供する方法とする。 一 (略) 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる電磁的記録媒体をもつて作成するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法 2 ～ 4 (略) (協力医療機関等) 第二十条 (略)

3 軽費老人ホームの設置者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。	
4 軽費老人ホームの設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。	
5 軽費老人ホームの設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。	
6 軽費老人ホームの設置者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。	
7 （略） （掲示）	21 （略） （掲示）
第二十一条 軽費老人ホームの設置者は、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。	第二十一条 軽費老人ホームの設置者は、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
2 軽費老人ホームの設置者は、重要事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。	2 軽費老人ホームの設置者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
3 軽費老人ホームの設置者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。	

（三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第二条 三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年三重県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正前	改正後
（協力医療機関等） 第十六条 養護老人ホームの設置者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又	（協力病院等） 第十六条 養護老人ホームの設置者は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院（当該養護老人ホームとの間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院をいう。）を定めておかなければならない。

	は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
一	当該養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
三	入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
2	養護老人ホームの設置者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。
3	養護老人ホームの設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
4	養護老人ホームの設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
5	養護老人ホームの設置者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。
6	（略）
2	（略）

（三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第三条 三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年三重県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（職員の基準）	（職員の基準）
第四条（略）	第四条（略）
2～6（略）	2～6（略）
7 条例第五条第五項の規則で定める事業所は、三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十四号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第八十八条第一項に規定する指定通所介護事業所、条例第三十一条第四項に規定する指定短期入所生活介護事業所等（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令	

第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所とする。 (協力医療機関等)	(協力病院等)
第十九条 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 二 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。 2 特別養護老人ホームの設置者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。 3 特別養護老人ホームの設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 4 特別養護老人ホームの設置者は、協力医療機関が第一種協定指定医療機関である場合においては、当該第一種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 5 特別養護老人ホームの設置者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の	第十九条 特別養護老人ホームの設置者は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院(当該特別養護老人ホームとの間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院をいう。)を定めておかなければならない。

病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。	（略）
6 （略） （勤務体制の確保等）	2 （略） （勤務体制の確保等）
第二十七条 （略） 2 ～ 4 （略）	第二十七条 （略） 2 ～ 4 （略）
5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。	5 （略）
6 （略） （職員の基準）	5 （略） （職員の基準）
第三十条 （略） 2 ～ 6 （略）	第三十条 （略） 2 ～ 6 （略）
7 条例第三十一条第五項の規則で定める事業所は、指定居宅サービス等基準条例第八十八条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所とする。	7 条例第三十一条第五項の規則で定める事業所は、三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十四号）第八十八条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この項及び第九項において「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。第九項において「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所とする。
8 ～ 10 （略） （準用）	8 ～ 10 （略） （準用）
第三十四条 第二章（第三条第三項、第四条第一項から第七項まで、第十条、第十二条及び第二十条を除く。）の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、これらの規定中「条例」とあるのは「条例第三十二条において準用する条例」と、第七条中「第十一条から第二十条まで」とあるのは「第三十二条、第三十三条並びに第三十四条において準用する第十一条及び第十三条から第十九条まで」と読み替えるものとする。	第三十四条 第二章（第三条第三項、第四条第一項から第六項まで、第十条、第十二条及び第二十条を除く。）の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、これらの規定中「条例」とあるのは「条例第三十二条において準用する条例」と、第七条中「第十一条から第二十条まで」とあるのは「第三十二条、第三十三条並びに第三十四条において準用する第十一条及び第十三条から第十九条まで」と読み替えるものとする。

（三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第四条 三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年三重県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次

第一章～第九章（略）	第一章～第九章（略）
第十章 短期入所療養介護	第十章 短期入所療養介護
第一節（略）	第一節（略）
第二節 ユニット型指定短期入所療養介護（ <u>第二百一十八条の二十一</u> 第百三十七条）	第二節 ユニット型指定短期入所療養介護（ <u>第二百一十九条</u> 第百三十七条）
第十一章～第十四章（略）	第十一章～第十四章（略）
附則	附則
（文書の交付に代えて行う重要事項の提供の方法）	（文書の交付に代えて行う重要事項の提供の方法）
第四条 条例第八条第二項の規則で定める方法は、次項に定めるところにより、利用申込者又は当該利用申込者の家族の同意を得て、同項の重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を電子情報処理組織（指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該利用申込者又は当該利用申込者の家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供する方法とする。	第四条 条例第八条第二項の規則で定める方法は、次項に定めるところにより、利用申込者又は当該利用申込者の家族の同意を得て、同項の重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を電子情報処理組織（指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該利用申込者又は当該利用申込者の家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供する方法とする。
一（略）	一（略）
二 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法	二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる電磁的記録媒体をもつて作成するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法
2～4（略）	2～4（略）
（記録）	（記録）
第八条 条例第二十五条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。	第八条 条例第二十五条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。
一・二（略）	一・二（略）
三 条例第十二条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	三 三（略）
四～六（略）	（揭示）
（揭示）	（揭示）
第二十三条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、条例第十八条の規定による運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。	第二十三条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、条例第十八条の重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
2 指定訪問介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。	2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。	（記録）
（記録）	

第三十四条 条例第四十三條第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。	第三十四条 条例第四十三條第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。
一 (略)	一 (略)
二 条例第三十九條第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	二 三 (略)
三 五 (略)	三 四 (略)
四 (記録)	四 (記録)
第六十四条 条例第九十九條第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。	第六十四条 条例第九十九條第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。
一 二 (略)	一 二 (略)
二 条例第九十三條第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	二 三 (略)
三 六 (略)	三 五 (略)
四 (勤務体制の確保等)	四 (勤務体制の確保等)
第一百条 (略)	第一百条 (略)
二 四 (略)	二 四 (略)
五 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。	五 (略)
六 (略)	六 (略)
七 (従業者の基準)	七 (従業者の基準)
第一百十六條 短期入所療養介護従業者の員数は、次に掲げるとおりとする。	第一百十六條 短期入所療養介護従業者の員数は、次に掲げるとおりとする。
一 (略)	一 (略)
二 条例第百六十九條第一項第二号に定める短期入所療養介護従業者の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六條の規定による改正前の法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。	二 条例第百六十九條第一項第二号に定める短期入所療養介護従業者の員数は、それぞれ、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。
三 条例第百六十九條第一項第三号に定める短期入所療養介護従業者の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すことに一以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護職員(条例第百六十九條第一項第一号の看護職員をいう。第百三十六條第二項において同じ。)又は介護職員を一人以上配置すること。	三 条例第百六十九條第一項第三号に定める短期入所療養介護従業者の員数は、それぞれ、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。
四 条例第百六十九條第一項第四号に定める短期入	四 条例第百六十九條第一項第四号に定める短期入
所療養介護従業者の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すことに一以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護職員(条例第百六十九條第一項第一号の看護職員をいう。第百三十六條第二項において同じ。)又は介護職員を一人以上配置すること。	五 条例第百六十九條第一項第五号に定める短期入
五 条例第百六十九條第一項第五号に定める短期入	

所療養介護従業者の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。 (設備の基準) 第一百七十七条 条例第百七十条第一項第三号の病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートル以上とすること。 (利用者数) 第二百一十一条 条例第百七十七条の規則で定める利用者数は、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一 (略) 二 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所 療養病床に係る病床数及び療養病床に係る病室の定員を超えることとなる利用者数 三・四 (略) 第二節 (略) (設備の基準)	所療養介護従業者の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。 (設備の基準) 第一百七十七条 条例第百七十条第一項第四号の病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートル以上とすること。 (利用者数) 第二百一十一条 条例第百七十七条の規則で定める利用者数は、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一 (略) 二 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所 療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数 三・四 (略) 第二節 (略)
第二百一十八条の二 条例百八十三条第二項第一号の規則で定める基準は、次のとおりとする。 一 ユニット イ 病室 (1) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができること。 (2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。 (3) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。 (4) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 ロ 共同生活室 (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 (2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。 (3) 必要な設備及び備品を備えること。	

	く 洗面設備
	(1) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
	(2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものであること。
	二 便所
	(1) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
	(2) フォー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものであること。
	二 廊下幅
	一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。
	三 機能訓練室
	内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。
	四 浴室
	身体の不自由な者が入浴するのに適したものであること。
2	前項第一号ロの共同生活室は、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第二十一条第三号に規定する食堂とみなす。
3	条例百八十三条第三項第二号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
	一 ユニット
	イ 病室
	(1) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができること。
	(2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以上とし、十五人を超えないものとする。
	(3) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とする。
	(4) フォー又はこれに代わる設備を設けること。
	ロ 共同生活室
	(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
	(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
	(3) 必要な設備及び備品を備えること。

く 洗面設備 (1) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 (2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。 二 便所 (1) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 (2) フォー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。 二 廊下幅 一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。 三 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。 四 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。	
4 前項第一号ロの共同生活室は、医療法施行規則第二十一条の四において準用する同令第二十一条第三号に規定する食堂とみなす。 (利用者数) 第百三十一条 条例第百八十七条の規則で定める利用者数は、次の各号に掲げるユニット型指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一 (略) 二 (略) (勤務体制の確保等)	(利用者数) 第百三十一条 条例第百八十七条の規則で定める利用者数は、次の各号に掲げるユニット型指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一 (略) 二 ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数 三 (略) (勤務体制の確保等)
第百二十六条 (略) 2 4 (略) 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。 6 (略) (従業者の基準) 第百三十八条 (略) 2 8 (略) 9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第一項第二号イ及び第二項第二号イの規定の適用については、これらの規定中「一」とあるのは、「一〇・九」とする。 一 条例第二百二条において準用する条例第四百十	第百二十六条 (略) 2 4 (略) 5 (略) (従業者の基準) 第百三十八条 (略) 2 8 (略)

八条の二に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。 イ 利用者の安全及びケアの質の確保 ロ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮 ハ 緊急時の体制整備 ニ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検 ホ 特定施設従業者に対する研修 二 介護機器を複数種類活用していること。 三 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。 四 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。	（略）
第百四十六条 （略） （口腔衛生管理の強化） 第百四十六条の二 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。 （協力医療機関等）	第百四十六条 （略） （協力医療機関等）
第百五十条 （略） 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。 一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 二 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第	第百五十条 （略）

	八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。		
5	指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。		
6	指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。		
7	(略) (記録)	2	(略) (記録)
第百六十四条	条例第二百二十五条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。 一・二 (略) 三 条例第二百二十一条第八項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四・七 (略) (掲示及び目録の備え付け)	第百六十四条	条例第二百二十五条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。 一・二 (略) 三・六 (略) (掲示及び目録の備え付け)
第百六十八条	指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、条例第二百二十三条の規定による運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。	第百六十八条	指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
2	指定福祉用具貸与事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。	2	指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
3	指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。		
4	(略) (準用)	3	(略) (準用)
第百七十二条	第四条、第十条から第十四条まで、第十六条から第二十条まで、第二十四条から第二十六条まで、第六十六条(第三項を除く。)、第百六十一条から第百六十四条まで並びに第百六十六条から第百六十八条までの規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第二百二十九条において準用する条例」と、第十条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十九条第一項中「提供日及び内容、当該指定訪	第百七十二条	第四条、第十条から第十四条まで、第十六条から第二十条まで、第二十四条から第二十六条まで、第六十六条(第三項を除く。)、第百六十一条から第百六十四条まで並びに第百六十六条から第百六十八条までの規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第二百二十九条において準用する条例」と、第十条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十九条第一項中「提供日及び内容、当該指定訪

問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、「内容」とあるのは「種目、品名」と、第六十六条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第百六十二条から第百六十四条（第五引から第七号までを除く。）までの規定中「条例」とあるのは「条例第二百二十九条において準用する条例」と、第百六十四条第二号中「第百六十九条」とあるのは「第百七十二条」と、第百六十四条第五引から第七号までの規定中「第二百二十六条」とあるのは「第二百二十九条」と読み替えるものとする。 （記録） 第百七十五条 条例第二百三十八条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。 一・二 （略） 三 条例第二百三十六条第八項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四～六 （略）	問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、「内容」とあるのは「種目、品名」と、第六十六条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第百六十二条から第百六十四条（第四引から第六号までを除く。）までの規定中「条例」とあるのは「条例第二百二十九条において準用する条例」と、第百六十四条第二号中「第百六十九条」とあるのは「第百七十二条」と、第百六十四条第四引から第六号までの規定中「第二百二十六条」とあるのは「第二百二十九条」と読み替えるものとする。 （記録） 第百七十五条 条例第二百三十八条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。 一・二 （略） 三～五 （略）
---	--

第五条 三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（記録） 第四十三条 条例第六十二条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。 一～四 （略） 五 条例第五十七条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 六～八 （略） （従業者の基準） 第四十七条の二 （略） 2 （略） 3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第七十二条第一項の規定により法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十五年三重県条例第十六号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第三条又は三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年三重県条例第三十九号。以下「介護医療院基準条例」という。）第三条に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことが	（記録） 第四十三条 条例第六十二条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。 一～四 （略） 五～七 （略） （従業者の基準） 第四十七条の二 （略） 2 （略）

できる。 (記録) 第五十条 条例第七十四条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。 一・二 (略) 三 条例第七十一条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四～六 (略) (情報提供又は助言の方法) 第五十五条 条例第八十二条第八項及び同条第十七項の規則で定める方法は、サービス担当者会議の参加による方法とする。ただし、当該方法によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。 (記録) 第五十七条 条例第八十四条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。 一 (略) 二 条例第八十二条第六項、第十四項及び第二十二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 三～五 (略) (従業者の基準) 第八十二条 (略) 2～4 (略) 5 指定通所リハビリテーション事業所が法第七十二条第一項の規定により法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第三条又は介護医療院基準条例第三条に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (記録) 第八十五条 条例第百三十二条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。 一・二 (略) 三 条例第百二十七条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四～六 (略)	(記録) 第五十条 条例第七十四条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。 一・二 (略) 三～五 (略) (情報提供又は助言の方法) 第五十五条 条例第八十二条第六項及び同条第十三項の規則で定める方法は、サービス担当者会議の参加による方法とする。ただし、当該方法によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。 (記録) 第五十七条 条例第八十四条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。 一 (略) 二～四 (略) (従業者の基準) 第八十二条 (略) 2～4 (略) (記録) 第八十五条 条例第百三十二条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。 一・二 (略) 三～五 (略)
---	---

(三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第六条 三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年三重県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(従業者の基準) 第三条 (略) 2 ～ 8 (略)	(従業者の基準) 第三条 (略) 2 ～ 8 (略)
9 条例第四条第四項の規則で定める事業所は、三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十四号。以下この項において「指定居宅サービス等基準条例」という。）第八十八条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定居宅サービス等基準条例第百三十六条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所、三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十八号）第百十七条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この項及び次項において「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所とする。	
10 条例第四条第五項の規則で定める事業所は、指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型サービス基準第百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所とする。	
(文書の交付に代えて行う重要事項の提供の方法) 第五条 条例第六条第二項の規則で定める方法は、次項に定めるところにより、入所申込者又は当該入所申込者の家族の同意を得て、同項の重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を電子情報処理組織（指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該入所申込者又は当該入所申込者の家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供する方法とする。 一 (略) 二 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することが	(文書の交付に代えて行う重要事項の提供の方法) 第五条 条例第六条第二項の規則で定める方法は、次項に定めるところにより、入所申込者又は当該入所申込者の家族の同意を得て、同項の重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を電子情報処理組織（指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該入所申込者又は当該入所申込者の家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供する方法とする。 一 (略) 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録する

できない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。)をもつて調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法	ことができる電磁的記録媒体をもつて作成するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法
2 ～ 4 (略)	2 ～ 4 (略)
第二十七条 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 二 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。	第二十七条 指定介護老人福祉施設の開設者は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院(当該指定介護老人福祉施設との間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院をいう。次条において同じ。)を定めておかなければならない。
2 指定介護老人福祉施設の開設者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。	
3 指定介護老人福祉施設の開設者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。	
4 指定介護老人福祉施設の開設者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。	
5 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。	
6 (略) (掲示)	2 (略) (掲示)
第二十八条 指定介護老人福祉施設の開設者は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、条例第十七条	第二十八条 指定介護老人福祉施設の開設者は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、条例第十七条

の重要事項に関する規程の概要、従業員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。	の重要事項に関する規程の概要、従業員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
2 指定介護老人福祉施設の開設者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。	2 指定介護老人福祉施設の開設者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
3 指定介護老人福祉施設の開設者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 （施設の運営についての重要事項）	（施設の運営についての重要事項）
第三十四条 条例第三十二条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。 一・二 （略） 三 入居定員 四 十 （略） （勤務体制の確保等）	第三十四条 条例第三十二条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。 一・二 （略） 三 十 （略） （勤務体制の確保等）
第三十九条 （略） 2 4 （略）	第三十九条 （略） 2 4 （略）
5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。	
6 （略）	5 （略）

（三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）
 第七条 三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年三重県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（文書の交付に代えて行う重要事項の提供の方法） 第六条 条例第六条第二項の規則で定める方法は、次項に定めるところにより、入所申込者又は当該入所申込者の家族の同意を得て、同項の重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を電子情報処理組織（介護老人保健施設の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該入所申込者又は当該入所申込者の家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるものの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供する方法とする。 一 （略） 二 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法 2 4 （略）	（文書の交付に代えて行う重要事項の提供の方法） 第六条 条例第六条第二項の規則で定める方法は、次項に定めるところにより、入所申込者又は当該入所申込者の家族の同意を得て、同項の重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を電子情報処理組織（介護老人保健施設の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該入所申込者又は当該入所申込者の家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるものの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供する方法とする。 一 （略） 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる電磁的記録媒体をもつて作成するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法 2 4 （略）

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等) 第二十三条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状から当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力医療機関(当該介護老人保健施設との間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。第三十条及び第三十一条において同じ。)その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師による診療を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。 2 4 (略) (協力医療機関等)	(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等) 第二十三条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状から当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院(当該介護老人保健施設との間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院をいう。第三十条及び第三十一条において同じ。)その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師による診療を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。 2 4 (略) (協力病院等)
第三十条 介護老人保健施設の開設者は、入所者の症状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 二 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。 2 介護老人保健施設の開設者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。 3 介護老人保健施設の開設者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 4 介護老人保健施設の開設者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 5 介護老人保健施設の開設者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再	第三十条 介護老人保健施設の開設者は、入所者の症状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

ひ当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。 6] (略) (揭示)	2 (略) (揭示)
第三十二条 介護老人保健施設の開設者は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、条例第十七条の重要事項に関する規程の概要、従業員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。 2 介護老人保健施設の開設者は、重要事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。	第三十一条 介護老人保健施設の開設者は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、条例第十七条の重要事項に関する規程の概要、従業員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 2 介護老人保健施設の開設者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
3 介護老人保健施設の開設者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 (勤務体制の確保等)	(勤務体制の確保等)
第四十一条 (略) 2、4 (略)	第四十一条 (略) 2、4 (略)
5 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。	
6] (略)	5] (略)

(三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第八条 三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年三重県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第一章～第九章 (略) 第十章 介護予防短期入所療養介護 第一節 (略) 第二節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護(第百二十二条の二―第百三十一条) 第十一章～第十四章 (略) 附則 (文書の交付に代えて行う重要事項の提供の方法) 第三十二条の二 条例第三十五条の二第二項の規則で定める方法は、次項に定めるところにより、利用申込者又は当該利用申込者の家族の同意を得て、同項の重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を電子情報処理組織(指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と当該利用申込者又は当該利用申込者の家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用	目次 第一章～第九章 (略) 第十章 介護予防短期入所療養介護 第一節 (略) 第二節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護(第百二十三条―第百三十一条) 第十一章～第十四章 (略) 附則 (文書の交付に代えて行う重要事項の提供の方法) 第三十二条の二 条例第三十五条の二第二項の規則で定める方法は、次項に定めるところにより、利用申込者又は当該利用申込者の家族の同意を得て、同項の重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を電子情報処理組織(指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と当該利用申込者又は当該利用申込者の家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの

する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供する方法とする。 一 （略） 二 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法 2 3 4 （略） （記録） 第三十五条 条例第四十二条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。 一 （略） 二 条例第三十八条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 三 3 五 （略） （揭示） 第三十六条の十四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、条例第四十一条の規定による運営規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 （勤務体制の確保等） 第百条 （略） 2 3 4 （略） 5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。 6 （略） （従業者の基準） 第百十条 （略）	（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供する方法とする。 一 （略） 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる電磁的記録媒体をもつて作成するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法 2 3 4 （略） （記録） 第三十五条 条例第四十二条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。 一 （略） 二 3 四 （略） （揭示） 第三十六条の十四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、条例第四十一条の重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。 （勤務体制の確保等） 第百条 （略） 2 3 4 （略） 5 （略） （従業者の基準） 第百十条 （略） 2 条例第百五十一条第一項第二号に掲げる介護予防短期入所療養介護従業者の員数は、それぞれ利用者を指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二百六十六条の規定による改正前の法に規定する指定介
--	--

2 条例第百五十一条第一項第二号に掲げる介護予防短期入所療養介護従業者の員数は、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする	3 条例第百五十一条第一項第三号に掲げる介護予防短期入所療養介護従業者の員数は、それぞれ平成十八年旧介護保険法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
3 条例第百五十一条第一項第三号に掲げる介護予防短期入所療養介護従業者の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護職員（同項第一号の看護職員をいう。第百二十七条第二項において同じ。）又は介護職員を一人以上配置することとする。	4 条例第百五十一条第一項第四号に掲げる介護予防短期入所療養介護従業者の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護職員（同項第一号の看護職員をいう。第百二十七条第二項において同じ。）又は介護職員を一人以上配置することとする。
4 条例第百五十一条第一項第四号に掲げる介護予防短期入所療養介護従業者の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。	5 条例第百五十一条第一項第五号に掲げる介護予防短期入所療養介護従業者の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
第百十一条 条例第百五十二条第一項第三号の病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートル以上とする。 （利用者数）	第百十一条 条例第百五十二条第一項第四号の病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートル以上とする。 （利用者数）
第百十五条 条例第百六十条の規則で定める利用者数は、次に掲げるとおりとする。 一 （略） 二 療養病床を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床に係る病床数及び療養病床に係る病室の定員を超えることとなる利用者数 三・四 （略） 第二節 （略） （設備の基準）	第百十五条 条例第百六十条の規則で定める利用者数は、次に掲げるとおりとする。 一 （略） 二 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数 三・四 （略） 第二節 （略）
第百二十二条の二 条例第百六十六条第二項第二号の規則で定める基準は、次のとおりとする。 一 エニット イ 病室 (1) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができると。 (2) 病室は、いずれかのエニットに属するものとし、当該エニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のエニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。 (3) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合	

	にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。
	(4) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
ロ 共同生活室	(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交遊し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
	(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
	(3) 必要な設備及び備品を備えること。
ハ 洗面設備	(1) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
	(2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
ニ 便所	(1) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
	(2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
二 廊下幅	一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・五メートル以上とする。
三 機能訓練室	内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。
四 浴室	身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
2	前項第一号ロの共同生活室は、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第二十一条第三号に規定する食堂とみなす。
3	条例第百六十六条第三項第二号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
一 ユニット	
イ 病室	(1) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
	(2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとすること。
	(3) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合

	にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。 (4) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 ロ 共同生活室 (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交遊し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 (2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。 (3) 必要な設備及び備品を備えること。 ハ 洗面設備 (1) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 (2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとする。 ニ 便所 (1) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 (2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとする。 ヒ 廊下幅 一・八メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・七メートル以上とする。 ホ 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。 ヘ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとする。	
4	前項第一号ロの共同生活室は、医療法施行規則第二十一条の四において準用する同令第二十一条第三号に規定する食堂とみなす。 (利用者数) 第二百二十五条 条例第百七十条の規則で定める利用者数は、次の各号に掲げるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一 (略) 二 (略) (勤務体制の確保等) 第二百二十七条 (略) 2 3 4 (略)	(利用者数) 第二百二十五条 条例第百七十条の規則で定める利用者数は、次の各号に掲げるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一 (略) 二 ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 利用者数を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数 三 (略) (勤務体制の確保等) 第二百二十七条 (略) 2 3 4 (略)

5	ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。	5	(略)
6	(略)		(従業者の基準)
第百三十二条 (略)		第百三十二条 (略)	
2 ～ 8	(略)	2 ～ 8	(略)
9	次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第一項第二号イ及び第二項第二号イの規定の適用については、これらの規定中「二」とあるのは、「〇・九」とする。		
一	条例第百八十六条において適用する条例第百三十条の三に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。		
イ	利用者の安全及びケアの質の確保		
ロ	介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮		
ハ	緊急時の体制整備		
ニ	業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検		
ホ	介護予防特定施設従業者に対する研修		
二	介護機器を複数種類活用していること。		
三	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。		
四	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。		
	(協力医療機関等)		(協力医療機関等)
第百四十一条 (略)		第百四十一条 (略)	
2	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。		
一	利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。		
二	当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。		
3	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。		
4	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感		

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。	2 （略）
5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協 力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合に おいては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新 興感染症の発生時等の対応について協議を行わなけ ればならない。	2 （略）
6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利 用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後 に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった 場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速 やかに入居させることができるように努めなければ ならない。	2 （略）
7 （略） 第百四十三条 （略） （口腔衛生管理の強化）	2 （略） 第百四十三条 （略）
第百四十三条の二 指定介護予防特定施設入居者生活 介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自 立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の 管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生 の管理を計画的に行わなければならない。 （記録）	（記録）
第百五十八条 条例第二百九条第二項の規則で定める 記録は、次に掲げるとおりとする。 一 （略） 二 条例第二百五条第十項の規定による身体的拘束 等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由の記録 三〜七 （略） （掲示及び目録の備え付け）	第百五十八条 条例第二百九条第二項の規則で定める 記録は、次に掲げるとおりとする。 一 （略） 二〜六 （略） （掲示及び目録の備え付け）
第百六十二条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事 業所の見やすい場所に、条例第二百七条の規定による 運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選 択に資すると認められる重要事項（以下この条におい て単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。	第百六十二条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事 業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用 申込者のサービスの選択に資すると認められる重要 事項を掲示しなければならない。
2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、重要事項を記 載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつで も関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定 による掲示に代えることができる。	2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定す る事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、こ れをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、 同項の規定による掲示に代えることができる。
3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、 重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 4 （略）	2 （略） 3 （略）

(運用) 第百六十六條 第三十二條の二、第三十六條の二から第三十六條の六まで、第三十六條の八から第三十六條の十二まで、第三十六條の十三の二、第三十六條の十五から第三十六條の十七まで、第七十八條の二(第三項を除く。)、第百五十五條から第百五十八條まで及び第百六十條から第百六十二條までの規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第三十二條の二第一項中「条例」とあるのは「条例第二百十三條において準用する条例」と、第三十六條の二中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第三十六條の六第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第三十六條の十及び第三十六條の十三の二中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、第三十六條の十中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十六條の十一第一項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三條第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第三十六條の十二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第七十八條の二第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同條第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第百五十六條から第百五十八條(同條各号列記以外の部分及び第三号に限る。)までの規定中「条例」とあるのは「条例第二百十三條において準用する条例」と、第百五十八條第一号中「第百六十三條」とあるのは「第百六十六條」と、<u>第百五十八條第四号から第六号までの規定中「第二百十條」とあるのは「第二百十三條」と読み替えるものとする。</u> (記録) 第百六十九條 条例第二百二十三條第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。 一 (略) 二 <u>条例第二百二十一条第九項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> 三〜六 (略)	(運用) 第百六十六條 第三十二條の二、第三十六條の二から第三十六條の六まで、第三十六條の八から第三十六條の十二まで、第三十六條の十三の二、第三十六條の十五から第三十六條の十七まで、第七十八條の二(第三項を除く。)、第百五十五條から第百五十八條まで及び第百六十條から第百六十二條までの規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第三十二條の二第一項中「条例」とあるのは「条例第二百十三條において準用する条例」と、第三十六條の二中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第三十六條の六第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第三十六條の十及び第三十六條の十三の二中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、第三十六條の十中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十六條の十一第一項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三條第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第三十六條の十二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第七十八條の二第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同條第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第百五十六條から第百五十八條(同條各号列記以外の部分及び<u>第二号</u>に限る。)までの規定中「条例」とあるのは「条例第二百十三條において準用する条例」と、第百五十八條第一号中「第百六十三條」とあるのは「第百六十六條」と、<u>第百五十八條第三号から第五号までの規定中「第二百十條」とあるのは「第二百十三條」と読み替えるものとする。</u> (記録) 第百六十九條 条例第二百二十三條第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。 一 (略) 二〜五 (略)																				
第九條 三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th><th>改正前</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(記録)</td><td>(記録)</td></tr> <tr> <td>第四十四條 条例第六十一条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。</td><td>第四十四條 条例第六十一条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。</td></tr> <tr> <td>一〜四 (略)</td><td>一〜四 (略)</td></tr> <tr> <td>五 <u>条例第五十六條第十項の規定による身体的拘束</u></td><td></td></tr> </tbody> </table>	改正後	改正前	(記録)	(記録)	第四十四條 条例第六十一条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。	第四十四條 条例第六十一条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。	一〜四 (略)	一〜四 (略)	五 <u>条例第五十六條第十項の規定による身体的拘束</u>		第九條 三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th><th>改正前</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(記録)</td><td>(記録)</td></tr> <tr> <td>第四十四條 条例第六十一条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。</td><td>第四十四條 条例第六十一条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。</td></tr> <tr> <td>一〜四 (略)</td><td>一〜四 (略)</td></tr> <tr> <td>五 <u>条例第五十六條第十項の規定による身体的拘束</u></td><td></td></tr> </tbody> </table>	改正後	改正前	(記録)	(記録)	第四十四條 条例第六十一条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。	第四十四條 条例第六十一条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。	一〜四 (略)	一〜四 (略)	五 <u>条例第五十六條第十項の規定による身体的拘束</u>	
改正後	改正前																				
(記録)	(記録)																				
第四十四條 条例第六十一条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。	第四十四條 条例第六十一条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。																				
一〜四 (略)	一〜四 (略)																				
五 <u>条例第五十六條第十項の規定による身体的拘束</u>																					
改正後	改正前																				
(記録)	(記録)																				
第四十四條 条例第六十一条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。	第四十四條 条例第六十一条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。																				
一〜四 (略)	一〜四 (略)																				
五 <u>条例第五十六條第十項の規定による身体的拘束</u>																					

等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 六〇八 (略) (従業者の基準) 第四十八条の二 (略) 2 (略)	五〇七 (略) (従業者の基準) 第四十八条の二 (略) 2 (略)
3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所が法第百十五條の十一の規定により準用される法第七十一条第一項の規定により法第五十三條第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十五年三重県条例第十六号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第三条又は三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年三重県条例第三十九号。以下「介護医療院基準条例」という。）第三条に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (記録)	(記録)
第五十一条 条例第七十一条第二項の規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。 一〇二 (略) 二 条例第六十九条第十二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四〇六 (略) (情報提供又は助言の方法)	第五十一条 条例第七十一条第二項の規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。 一〇二 (略) 三〇五 (略) (情報提供又は助言の方法)
第五十六条 条例第七十九条第八項及び同条第十七項の規則で定める方法は、サービス担当者会議に参加することとする。 2 (略) (記録)	第五十六条 条例第七十九条第六項及び同条第十三項の規則で定める方法は、サービス担当者会議に参加することとする。 2 (略) (記録)
第五十八条 条例第八十一条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。 一 (略) 二 条例第七十九条第五項、第十四項及び第二十二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 三〇五 (略) (従業者の基準)	第五十八条 条例第八十一条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。 一 (略) 二〇四 (略) (従業者の基準)
第七十四条 (略) 2〇4 (略)	第七十四条 (略) 2〇4 (略)
5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第百十五條の十一の規定により準用される法第七十二条第一項の規定により法第五十三條第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条	

例 第三条又は介護医療院基準条例第三条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (記録) 第七十七条 条例第百十二条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。 一・二 (略) 三 条例第百八条第十二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四～六 (略)	(記録) 第七十七条 条例第百十二条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。 一・二 (略) 三～五 (略)
---	--

(三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第十条 三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成三十年三
重県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(文書の交付に代えて行う重要事項の提供の方法) 第六条 条例第六条第二項の規則で定める方法は、次項に定めるところにより、入所申込者又は当該入所申込者の家族の同意を得て、同項の重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を電子情報処理組織（介護医療院の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該入所申込者又は当該入所申込者の家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供する方法とする。 一 (略) 一 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法 2～4 (略) (必要な医療の提供が困難な場合等の措置等) 第二十三条 介護医療院の医師は、入所者の病状から当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力医療機関（当該介護医療院との間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。第三十条及び第三十一条において同じ。）その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師による診療を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。 2～4 (略) (協力医療機関等) 第三十条 介護医療院の開設者は、入所者の症状の急変	(文書の交付に代えて行う重要事項の提供の方法) 第六条 条例第六条第二項の規則で定める方法は、次項に定めるところにより、入所申込者又は当該入所申込者の家族の同意を得て、同項の重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を電子情報処理組織（介護医療院の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該入所申込者又は当該入所申込者の家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供する方法とする。 一 (略) 一 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる電磁的記録媒体をもつて作成するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法 2～4 (略) (必要な医療の提供が困難な場合等の措置等) 第二十三条 介護医療院の医師は、入所者の病状から当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院（当該介護医療院との間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院をいう。第三十条及び第三十一条において同じ。）その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師による診療を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。 2～4 (略) (協力病院等) 第三十条 介護医療院の開設者は、入所者の病状の急変

	等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。		等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。
	一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。		
	二 当該介護医療院からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。		
	三 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。		
2	介護医療院の開設者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。		
3	介護医療院の開設者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。		
4	介護医療院の開設者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。		
5	介護医療院の開設者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるように努めなければならない。		
6	（略） （揭示）	2	（略） （揭示）
	第三十一条 介護医療院の開設者は、当該介護医療院の見やすい場所に、条例第十七条の重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。		第三十一条 介護医療院の開設者は、当該介護医療院の見やすい場所に、条例第十七条の重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
2	介護医療院の開設者は、重要事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定によ	2	介護医療院の開設者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項

る掲示に代えることができる。	の規定による掲示に代えることができる。
3 介護医療院の開設者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 (勤務体制の確保等)	(勤務体制の確保等)
第四十一条 (略)	第四十一条 (略)
2、4 (略)	2、4 (略)
5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。	
6 (略)	5 (略)

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の一部改正)

第十一条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(令和三年三重県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 附則 (略) (虐待の防止に係る経過措置)	1 附則 (略) (虐待の防止に係る経過措置)
2 この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、第四条の規定による改正後の三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(以下「新指定居宅サービス等基準規則」という。)第五十六条及び第八条の規定による改正後の三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則(以下「新指定介護予防サービス等基準規則」という。)第五十七条の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げるとおりとする」とあるのは「次に掲げるとおり(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とし、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めるよう努めるものとする」とする。	2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「新軽費老人ホーム基準規則」という。)第五条(新軽費老人ホーム基準規則附則第二十二項及び附則第二十九項において適用する場合を含む。)、第二条の規定による改正後の三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「新養護老人ホーム基準規則」という。)第五条、第三条の規定による改正後の三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「新特別養護老人ホーム基準規則」という。)第五条(新特別養護老人ホーム基準規則第三十条において適用する場合を含む。)及び第二十二条(新特別養護老人ホーム基準規則第三十八条において適用する場合を含む。)、第四条の規定による改正後の三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(以下「新指定居宅サービス等基準規則」という。)第七条、第三十三条、第四十二条、第四十九条、第五十六条、第六十三条、第八十四条、第九十一条、第一百四十一条、第一百二十条、第一百三十条、第一百四十一条、第一百五十五条及び第一百六十三条、第五条の規定による改正後の三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「新指定介護老人福祉施設基準規則」という。)第十条及び第三十四条、第六条の規定による改正後の三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「新介護老人保健施設基準規則」という。)第十三条及び第三十六条、第七条の規

3 15 (略)	定による改正後の三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「新指定介護療養型医療施設基準規則」という。)第十三条 第八条の規定による改正後の三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則(以下「新指定介護予防サービス等基準規則」という。)第三十四条 第四十三条、第五十条、第五十七条、第七十六条、第八十四条、第九十七条、第一百十四条、第一百二十四条、第一百三十五条、第一百四十九条及び第一百五十七条並びに第九条の規定による改正後の三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「新介護医療院基準規則」という。)第十三条及び第三十六条の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げるとおりとする」とあるのは「次に掲げるとおり(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とし、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めるよう努めるものとする。」 3 15 (略)
-----------------	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第五条及び第九条の規定は、同年六月一日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 この規則の施行の日から令和七年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「新軽費老人ホーム基準規則」という。)第二十一条第三項(新軽費老人ホーム基準規則附則第二十二項及び附則第二十九項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「軽費老人ホームの設置者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第四条の規定による改正後の三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(以下「新指定居宅サービス等基準規則」という。)第二十三条第三項(新指定居宅サービス等基準規則第二十六条の二、第三十条、第三十六条、第三十九条、第四十七条、第五十二条、第五十九条、第六十七条、第六十八条、第八十一条、第八十七条、第一百一条(新指定居宅サービス等基準規則第一百十一条において準用する場合を含む。)、第一百十一条の三、第一百五十五条、第一百二十八条(新指定居宅サービス等基準規則第一百三十七条において準用する場合を含む。)、第一百五十二条及び第一百五十九条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、新指定居宅サービス等基準規則第六十八條第三項(新指定居宅サービス等基準規則第七十二条及び第七十九条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第六条の規定による改正後の三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「新指定介護老人福祉施設基準規則」という。)第二十八条第三項(新指定介護老人福祉施設基準規則第四十条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護老人福祉施設の開設者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第七条の規定による改正後の三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「新介護老人保健施設基準規則」という。)第三十一条第三項(新介護老人保健施設基準規則第四十二条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「介護老人保健施設の開設者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第八条の規定による改正後の三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める

条例施行規則（以下「新指定介護予防サービス等基準規則」という。）第三十六条の十四第三項（新指定介護予防サービス等基準規則第四十条、第四十八条、第五十三条、第六十条、第八十条、第九十四条（新指定介護予防サービス等基準規則第四百四条において準用する場合を含む。）、第四百九条、第二百二十二条（新指定介護予防サービス等基準規則第三百三十一条において準用する場合を含む。）、第四百四十六条及び第五百五十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、新介護予防サービス等基準規則第六十二条第三項（新介護予防サービス等基準規則第六十六条及び第七十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と及び第十条の規定による改正後の三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新介護医療院基準規則」という。）第三十一条第三項（新介護医療院基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「介護医療院の開設者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

- 3 この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、新居宅サービス等基準規則第四百四十六条の二及び新指定介護予防サービス等基準規則第四百二十二条の二の規定の適用については、これらの規定中「行わなければならない」とあるのは、「行うよう努めなければならない」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

- 4 この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第十六条第一項、第三条の規定による改正後の三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新特別養護老人ホーム基準規則」という。）第十九条第一項（新特別養護老人ホーム基準規則第二十八条、第三十四条及び第三十八条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準規則第二十七条第一項（新指定介護老人福祉施設基準規則第四十条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準規則第三十条第一項（新介護老人保健施設基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準規則第三十条第一項（新介護医療院基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければならない」とあるのは、「定めておくよう努めなければならない」とする。

三重県指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年三月二十九日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第三十四号

三重県指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

三重県指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成十一年三重県規則第九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
介護保険法施行細則	三重県指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則 （趣旨） 第一条 この規則は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）、介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号。以下「施行法」という。）、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護

(指定等の揭示)	予防サービス事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする (指定申請等)
第一条	第二条 指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者に係る申請、申出及び届出は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める様式により行ふものとする。
	一 法第七十条第一項、第八十六条第一項、第九十四条第一項、第七十七条第一項及び第百十五条の二第一項の規定による指定又は許可の申請 指定居宅サービス事業者・介護保険施設・指定介護予防サービス事業者指定(許可)申請書(第一号様式)
	二 法第七十一条第一項ただし書及び第七十二条第一項ただし書(第百十五条の十一において準用する場合を含む。)の規定による別段の申出 指定を不要とする旨の申出書(第二号様式)
	三 法第七十条の二第一項(第百十五条の十一において準用する場合を含む。)、第八十六条の二第一項、第九十四条の二第一項、第八十八条第一項及び健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第七十七条の二第一項の規定による指定の更新又は許可の更新の申請 指定居宅サービス事業者・介護保険施設・指定介護予防サービス事業者指定(許可)更新申請書(第三号様式)
	四 法第七十五条第一項、第八十九条、第九十九条第一項、第百十二条第一項、第百十五条の五第一項及び旧法第百十一条の規定による変更の届出 変更届出書(第四号様式)
	五 法第七十五条第一項、第八十九条、第九十九条第一項、第百十二条第一項及び第百十五条の五第一項の規定による事業の再開の届出 再開届出書(第五号様式)
	六 法第七十五条第二項、第九十九条第二項、第百十三条第二項及び第百十五条の五第二項の規定による事業の廃止、休止の届出 廃止・休止届出書(第六号様式)
	七 法第九十一条及び旧法第百十三条の規定による指定の辞退の届出 指定辞退届出書(第七号様式)
	八 法第九十四条第二項及び第七十七条第二項の規定による変更の許可の申請 介護老人保健施設・介護医療院開設許可事項変更申請書(第八号様式)
	九 法第九十五条及び第百九条の規定による承認の申請 介護老人保健施設・介護医療院管理者承認申請書(第九号様式)
	十 法第九十八条第一項第四号及び第百十二条第一項第四号の事項に係る許可の申請 介護老人保健施設・介護医療院広告事項許可申請書(第十号様式)

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第七十条第一項、第八十六条第一項、第九十四条第一項、第一百七十七条第一項及び第一百五十五条の二第一項の規定による指定又は許可を受けた者は、その旨を当該指定又は許可に係る事業所又は施設の見やすい場所に掲示するものとする。	十一 旧法第八十八条第一項の規定による指定の変更の申請 指定介護療養型医療施設指定変更申請書（第十一号様式）
2 法第七十条の二第一項、第八十六条の二第一項、第九十四条の二第一項、第八十八条第一項及び第一百五十五条の十一の規定により指定又は許可の更新を受けた者は、その旨を当該指定又は、許可の更新に係る事業所又は施設の見やすい場所に掲示するものとする。 （指定等の公示事項）	2 前項第一号、第三号、第四号、第五号、第六号、第八号、第九号及び第十一号に規定する申請書及び届出書には、施行規則に定めるもののほか、知事が別に定める書類を添付しなければならない。 3 法第七十条第一項、第八十六条第一項、第九十四条第一項、第一百七十七条第一項及び第一百五十五条の二第一項の規定による指定又は許可を受けた者は、その旨を当該指定又は許可に係る事業所又は施設の見やすい場所に表示するものとする。
2 法第七十条の二第一項、第八十六条の二第一項、第九十四条の二第一項、第八十八条第一項及び第一百五十五条の十一の規定により指定又は許可の更新を受けた者は、その旨を当該指定又は、許可の更新に係る事業所又は施設の見やすい場所に掲示するものとする。 （指定等の公示事項）	4 法第七十条の二第一項、第八十六条の二第一項、第九十四条の二第一項、第八十八条第一項、第一百五十五条の十一及び旧法第一百七十七条の二第一項の規定により指定又は許可の更新を受けた者は、その旨を当該指定又は、許可の更新に係る事業所又は施設の見やすい場所に標示するものとする。 （指定等の公示事項）
第二条 法第七十八条、第九十三条、第百四条の二、第百十四条の七及び第百十五条の十の規定による公示は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百三十一条の二、第百三十五条の二、第百三十七条の二、第百四十条の二の三及び第百四十条の二の十三各号に掲げる事項、介護保険事業所番号その他知事が必要と認める事項について行うものとする。 （市町等への情報提供）	第三条 法第七十八条、第九十三条、第百四条の二、第百十四条の七、第百十五条の十及び旧法第百十五条の規定による公示は、施行規則第百三十一条の二、第百三十五条の二、第百三十七条の二、第百四十条の二の三、第百四十条の二の二十三及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第百二十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた施行規則第百四十条の二各号に掲げる事項、介護保険事業所番号その他知事が必要と認める事項について行うものとする。 （市町等への情報提供）
第三条 知事は、市町、広域連合、国民健康保険団体連合会その他知事が必要と認める者に対して、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者又は介護保険施設に関する情報のうち、次の各号に掲げる事項の全部又は一部を提供することができる。 一・二 （略） 三 事業者の指定若しくは指定の更新又は施設の指定若しくは許可若しくは指定若しくは許可の更新の申請者又は開設者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名（当該申請に係る事業所又は施設が法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局で	第四条 知事は、第二条第一項第一号、第三号及び第七号から第十号までの申請に係る指定、指定の更新、許可、承認若しくは指定の変更、同項第二号及び第十一号に規定する申出若しくは同項第四号から第六号までに規定する届出の受理、法第七十七条第一項、第九十二条第一項若しくは旧法第百十四条第一項に規定する指定の取消し若しくは効力の停止又は法第百四条第一項若しくは第百十四条の六第一項に規定する許可の取消し若しくは効力の停止（以下「指定等」という。）をしたときは、市町、広域連合、国民健康保険団体連合会、事業者及び施設並びに介護保険サービスの利用者等に対して、当該指定等に係る事業者又は施設に関する情報のうち、次に掲げる事項の全部又は一部を提供することができる。 一・二 （略） 三 事業者の指定若しくは指定の更新又は施設の指定若しくは許可若しくは指定若しくは許可の更新の申請者又は開設者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名（当該申請に係る事業所又は施設が法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局で

あるときは、開設者の氏名) 四く七 (略) 2・3 (略) (実施細目)	あるときは、開設者の氏名及び住所) 四く七 (略) 2・3 (略) (実施細目)
第四条 この規則に規定するもののほか、法、介護保険 法施行令(平成十年政令第四百十二号)及び介護保険 法施行規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。	第五条 この規則に規定するもののほか、指定居宅サ ビス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設 及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関し必 要な事項は、別に定める。

第一号様式から第十一号様式までを削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則をこ
こに公布します。

令和六年三月二十九日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第三十五号

三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則
三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年三重
県規則第六十二号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の人員、
設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係
規則の整理に関する規則をここに公布します。

令和六年三月二十九日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第三十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の
人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施
行に伴う関係規則の整備に関する規則
(三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改
正)

第一条 三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平
成二十五年三重県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第一章く第七章 (略) 第八章 自立訓練(機能訓練) 第一節く第三節 (略) 第四節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第 九十三条の二―第九十三条の五) 第五節 (略) 第九章く第十八章 (略) 附則 (居宅介護計画の作成) 第六条 (略)	目次 第一章く第七章 (略) 第八章 自立訓練(機能訓練) 第一節く第三節 (略) 第四節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第 九十三条の二―第九十三条の四) 第五節 (略) 第九章く第十八章 (略) 附則 (居宅介護計画の作成) 第六条 (略)
2 サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成した場	2 サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成した場

合には、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に交付しなければならない。	合には、利用者及び当該利用者の同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。
3・4 （略） （指定居宅介護の具体的取扱方針）	3・4 （略） （指定居宅介護の具体的取扱方針）
第十八条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次の各号に掲げるところによる。	第十八条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次の各号に掲げるところによる。
一 （略）	一 （略）
二 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。	二 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。
三 五 （略） （共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）	二 四 （略） （共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）
第二十四条の二 条例第三十二条の二の共生型居宅介護に関して満たすべき基準は、次に掲げる基準とする。	第二十四条の二 条例第三十二条の二の共生型居宅介護に関して満たすべき基準は、次に掲げる基準とする。
一 指定訪問介護事業所（三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十四号。以下「指定居宅サービス等条例」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下この条及び次条において同じ。）の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護（指定居宅サービス等条例第四条に規定する指定訪問介護をいう。以下この条及び次条において同じ。）の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。	一 指定訪問介護事業所（三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十四号。以下この条、第五十三条の三及び第六十五条の二において「指定居宅サービス等条例」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下この条及び次条において同じ。）の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護（指定居宅サービス等条例第四条に規定する指定訪問介護をいう。以下この条及び次条において同じ。）の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。
二 （略） （療養介護計画の作成等）	二 （略） （療養介護計画の作成等）
第三十条 条例第四十八条第二項の療養介護計画の作成等に関し必要な基準は、次項から第十一項までに定めるところによる。	第三十条 条例第四十八条第二項の療養介護計画の作成等に関し必要な基準は、次項から第十項までに定めるところによる。
2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活、課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援	2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活、課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

内容の検討をしなければならない。 3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。	
4・5 (略)	3・4 (略)
6 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。	5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
7 サービス管理責任者は、第五項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又は当該利用者の家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。	6 サービス管理責任者は、第四項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又は当該利用者の家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
8 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した場合には、当該療養介護計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。	7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した場合には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。
9・10 (略)	8・9 (略)
11 第二項から第八項までの規定は、第九項の療養介護計画の変更について準用する。 第四十三条 (略)	10 第二項から第七項までの規定は、第八項の療養介護計画の変更について準用する。 第四十三条 (略)
2 条例第六十二条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。	2 条例第六十二条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
一 (略)	一 (略)
二 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 次に掲げる数	二 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に掲げる数
イ 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(1)から(3)までに定める平均障害支援区分（厚生労働大臣が定める平均障害支援区分の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第五百四十二号）により算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める数とする。	イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(1)から(3)までに定める平均障害支援区分（厚生労働大臣が定める平均障害支援区分の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第五百四十二号）により算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める数とする。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
ロ (略)	ロ (略)
ハ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止する目的の訓練を行う場合には、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。	ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止する目的の訓練を行う場合には、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。
二 (略)	二 (略)
三 (略)	三 (略)
3 (略) （共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）	3 (略) （共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第五十三條の四 条例第七十三條の四の共生型生活介護
 に関して満たすべき基準は、次に掲げる基準とする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三條第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七十一條第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四條第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第六十三條第一項若しくは第七十一條第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四條第一項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（条例第二百二十二條の二に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（条例第二百三十四條の二に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援（指定障害児通所支援条例第三十九條の二に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定障害児通所支援条例第六十五條の二に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第九十三條の四及び第一百一條の三において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三條第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七十一條第八項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四條第七項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第五十五條において同じ。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあつては、十八人）以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二條に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定看護小規模多機能型

第五十三條の四 条例第七十三條の四の共生型生活介護
 に関して満たすべき基準は、次に掲げる基準とする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三條第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七十一條第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四條第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第六十三條第一項若しくは第七十一條第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四條第一項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（条例第二百二十二條の二に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（条例第二百三十四條の二に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援（指定障害児通所支援条例第三十九條の二に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定障害児通所支援条例第六十五條の二に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第九十三條の三及び第一百一條の三において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十二條第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七十一條第八項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四條第七項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第五十五條において同じ。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあつては、十八人）以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二條に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定看護小規模多機能型

居宅介護（指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十三条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第六十二条第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この条、第九十三条の四及び第一百一条の三において同じ。）を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十二人）までの範囲内とすること。 (略)	居宅介護（指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十三条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第六十二条第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この条、第九十三条の三及び第一百一条の三において同じ。）を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十二人）までの範囲内とすること。 (略)
三〇五 (略)	三〇五 (略)
第五十七条 (略)	第五十七条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 条例第七十九条第三項の生活支援員の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一 指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下この条において「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合 イ又はロに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数	3 条例第七十九条第三項の生活支援員の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一 指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下この条において「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合 イ又はロに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数
イ・ロ (略)	イ・ロ (略)
二 (略)	二 (略)
(重度障害者等包括支援計画の作成)	(重度障害者等包括支援計画の作成)
第六十九条 (略)	第六十九条 (略)
2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成した場合には、利用者及び当該利用者の同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を利用者及び当該利用者の同居の家	2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成した場合には、利用者及び当該利用者の同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を交付しなければならない。

病並びに指定特定相談支援事業者等に交付しなければなら ない。 3・4 (略) 第八十七条 (略) 2 条例第百十七条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 次に掲げる数 イ 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。 ロ (略) ハ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一以上とする。 二 (略) 二 (略) 3・4 (略) (準用) 第九十三条 第十条から第十七条まで、第二十二條、第二十三條、第三十條、第三十二條、第三十五條、第三十九條、第四十一條、第四十六條及び第四十九條の二から第五十二條までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第三十條中「条例」とあるのは「条例第百二十一条において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは「三月」と、第三十二條各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「条例第百二十一条において準用する条例」と、同条第一号中「条例第四十三條第一項」とあるのは「条例第百二十一条において準用する条例第十二條第一項」と、「指定療養介護」とあるのは「指定自立訓練（機能訓練）」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第百二十一条において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第三号中「条例第五十一條」とあるのは「条例第百二十一条において準用する条例第六十九條」と、同条第四号から第六号までの規定中「条例第五十九條」とあるのは「条例第百二十一条」と、第四十六條中「条例」とあるのは「条例第百二十一条において準用する条例」と、第五十二條第一項中「条例」とあるのは「条例第百二十一条において準用する条例」と、「前条」とあるのは「第九十三條において準用する前条」と読み替えるものとする。 第九十三條の一 (略) （共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所	3・4 (略) 第八十七条 (略) 2 条例第百十七条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に掲げる数 イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。 ロ (略) ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一以上とする。 二 生活支援員の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一以上とする。 二 (略) 3・4 (略) (準用) 第九十三条 第十条から第十七条まで、第二十二條、第二十三條、第三十條、第三十二條、第三十五條、第三十九條、第四十一條、第四十六條及び第四十九條の二から第五十二條までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第三十條中「条例」とあるのは「条例第百二十一条において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第三十二條各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「条例第百二十一条において準用する条例」と、同条第一号中「条例第四十三條第一項」とあるのは「条例第百二十一条において準用する条例第十二條第一項」と、「指定療養介護」とあるのは「指定自立訓練（機能訓練）」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第百二十一条において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第三号中「条例第五十一條」とあるのは「条例第百二十一条において準用する条例第六十九條」と、同条第四号から第六号までの規定中「条例第五十九條」とあるのは「条例第百二十一条」と、第四十六條中「条例」とあるのは「条例第百二十一条において準用する条例」と、第五十二條第一項中「条例」とあるのは「条例第百二十一条において準用する条例」と、「前条」とあるのは「第九十三條において準用する前条」と読み替えるものとする。 第九十三條の一 (略)
--	---

リハビリテーション事業者の基準) 第九十三条の三 条例第二百二十二条の三の共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者に関して満たすべき基準は、次に掲げる基準とする。 一 指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等の面積(当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。)又は介護医療院(同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。)である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。第九十四条第二号において同じ。)を、指定通所リハビリテーションの利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。 二 指定通所リハビリテーション事業所の従業員の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。 三 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。	
第九十三条の四・第九十三条の五 (略) (基準該当自立訓練(機能訓練)の基準) 第九十四条 条例第二百二十三条の基準該当自立訓練(機能訓練)の事業に関して満たすべき基準は、次に掲げる基準とする。 一 指定通所介護事業者等又は指定通所リハビリテーション事業者であつて、地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションを提供するものであること。 二 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等の面積を、指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者の数と基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。 三 指定通所介護事業所等又は指定通所リハビリテーション事業所の従業員の員数が、当該指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション	第九十三条の三・第九十三条の四 (略) (基準該当自立訓練(機能訓練)の基準) 第九十四条 条例第二百二十三条の基準該当自立訓練(機能訓練)の事業に関して満たすべき基準は、次に掲げる基準とする。 一 指定通所介護事業者等であつて、地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。 二 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。 三 指定通所介護事業所等の従業員の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該

事業所が提供する指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。	当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
四 （略）	四 （略）
第九十四条の二 （略）	第九十四条の二 （略）
（病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）の基準）	
第九十四条の三 条例第百二十三条の三の病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この条において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業に関して満たすべき基準は、次に掲げる基準とする。	
一 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行う事業所（次号において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所」という。）の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。	
二 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、管理者及び次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じて当該イ又はロに掲げる基準を満たす人員を配置していること。	
イ 利用者の数が十人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が一以上確保されていること。	
ロ 利用者の数が十人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。	
三 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。	
（準用）	（準用）
第百一条 第十条から第十七条まで、第二十二條、第二十三條、第三十條、第三十五條、第三十九條、第四十一条、第四十六條、第四十九條の二から第五十二條まで、第九十一条及び第九十二條の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第三十條中「条例」とあるのは「条例第百三十三條において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第	第百一条 第十条から第十七条まで、第二十二條、第二十三條、第三十條、第三十五條、第三十九條、第四十一条、第四十六條、第四十九條の二から第五十二條まで、第九十一条及び第九十二條の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第三十條中「条例」とあるのは「条例第百三十三條において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第

九項中「六月」とあるのは「三月」と、第四十六条中「条例」とあるのは「条例第百三十三条において準用する条例」と、第五十二条第一項中「条例」とあるのは「条例第百三十三条において準用する条例」と、「前条」とあるのは「第百一条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第百十二条 第十条から第十六条まで、第二十二條、第二十三條、第三十條、第三十二條、第三十五條、第三十九條、第四十一條、第四十六條、第四十九條から第五十二條まで、第八十九條及び第九十一條の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第三十條中「条例」とあるのは「条例第百四十四條において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは「三月」と、第三十二條各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「条例第百四十四條において準用する条例」と、同条第一号中「条例第四十三條第一項」とあるのは「条例第百四十四條において準用する条例第十二條第一項」と、「指定療養介護」とあるのは「指定就労移行支援」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第百四十四條において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第三号中「条例第五十一條」とあるのは「条例第百四十四條において準用する条例第六十九條」と、同条第四号から第六号までの規定中「条例第五十九條」とあるのは「条例第百四十四條」と、第四十六條中「条例」とあるのは「条例第百四十四條において準用する条例」と、第五十二條第一項中「条例」とあるのは「条例第百四十四條において準用する条例」と、「前条」とあるのは「第百十二條において準用する前条」と、第八十九條中「条例」とあるのは「条例第百四十四條において準用する条例」と読み替えるものとする。

(準用)

第百二十三条 第十条から第十六条まで、第二十二條、第二十三條、第三十條、第三十二條、第三十五條、第三十九條、第四十一條、第五十條から第五十二條まで、第八十九條、第九十一條及び第百十一條の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第三十條中「条例」とあるのは「条例第百五十二條において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第三十二條各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「条例第百五十二條において準用する条例」と、同条第一号中「条例第四十三條第一項」とあるのは「条例第百五十二條において準用する条例第十二條第一項」と、「指定療養介護」とあるのは「指定就労継続支援A型」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第百五十二條において準用する条例」と、「療養介護計画」とある

八項中「六月」とあるのは「三月」と、第四十六条中「条例」とあるのは「条例第百三十三条において準用する条例」と、第五十二条第一項中「条例」とあるのは「条例第百三十三条において準用する条例」と、「前条」とあるのは「第百一条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第百十二条 第十条から第十六条まで、第二十二條、第二十三條、第三十條、第三十二條、第三十五條、第三十九條、第四十一條、第四十六條、第四十九條から第五十二條まで、第八十九條及び第九十一條の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第三十條中「条例」とあるのは「条例第百四十四條において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第三十二條各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「条例第百四十四條において準用する条例」と、同条第一号中「条例第四十三條第一項」とあるのは「条例第百四十四條において準用する条例第十二條第一項」と、「指定療養介護」とあるのは「指定就労移行支援」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第百四十四條において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第三号中「条例第五十一條」とあるのは「条例第百四十四條において準用する条例第六十九條」と、同条第四号から第六号までの規定中「条例第五十九條」とあるのは「条例第百四十四條」と、第四十六條中「条例」とあるのは「条例第百四十四條において準用する条例」と、第五十二條第一項中「条例」とあるのは「条例第百四十四條において準用する条例」と、「前条」とあるのは「第百十二條において準用する前条」と、第八十九條中「条例」とあるのは「条例第百四十四條において準用する条例」と読み替えるものとする。

(準用)

第百二十三条 第十条から第十六条まで、第二十二條、第二十三條、第三十條、第三十二條、第三十五條、第三十九條、第四十一條、第五十條から第五十二條まで、第八十九條、第九十一條及び第百十一條の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第三十條中「条例」とあるのは「条例第百五十二條において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第三十二條各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「条例第百五十二條において準用する条例」と、同条第一号中「条例第四十三條第一項」とあるのは「条例第百五十二條において準用する条例第十二條第一項」と、「指定療養介護」とあるのは「指定就労継続支援A型」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第百五十二條に

のは「就労継続支援A型計画」と、同条第三号中「条例第五十一条」とあるのは「条例第百五十二条において準用する条例第六十九条」と、同条第四号から第六号までの規定中「条例第五十九条」とあるのは「条例第百五十二条」と、第五十二条第一項中「条例」とあるのは「条例第百五十二条において準用する条例」と、「前条」とあるのは「第百二十三条において準用する前条」と、第八十九条中「条例」とあるのは「条例第百五十二条において準用する条例」と読み替えるものとする。

(準用)

第百二十八条 第十条から第十六条まで、第二十二條、第二十三條、第三十條、第三十二條、第三十五條、第三十九條、第四十一條、第四十六條、第四十九條から第五十二条まで、第八十九條、第九十一條、第百十五條第七項及び第百十九條から第百二十一条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第三十條中「条例」とあるのは「条例第百五十八條において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第三十二條各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「条例第百五十八條において準用する条例」と、同条第一号中「条例第四十三條第一項」とあるのは「条例第百五十八條において準用する条例第十二條第一項」と、「指定療養介護」とあるのは「指定就労継続支援B型」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第百五十八條において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同条第三号中「条例第五十一条」とあるのは「条例第百五十八條において準用する第六十九条」と、同条第四号から第六号までの規定中「条例第五十九条」とあるのは「条例第百五十八條」と、第四十六條中「条例」とあるのは「条例第百五十八條において準用する条例」と、第五十二条第一項中「条例」とあるのは「条例第百五十八條において準用する条例」と、「前条」とあるのは「第百二十八條において準用する前条」と、第八十九條中「条例」とあるのは「条例第百五十八條において準用する条例」と、第百十五條第七項中「賃金及び条例第百五十一條第一項に規定する工賃」とあるのは「条例第百五十七條第一項の工賃」と、第百十九條第一項中「条例第百五十二条」とあるのは「条例第百五十八條」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第百三十二條の九 条例第百六十四條の十三第五項の従業者の員数は、次項及び第三項に定めるところによる。

2 条例第百六十四條第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同条第三号中「条例第五十一条」とあるのは「条例第百五十二条において準用する条例第六十九条」と、同条第四号から第六号までの規定中「条例第五十九条」とあるのは「条例第百五十二条」と、第五十二条第一項中「条例」とあるのは「条例第百五十二条において準用する条例」と、「前条」とあるのは「第百二十三条において準用する前条」と、第八十九条中「条例」とあるのは「条例第百五十二条において準用する条例」と読み替えるものとする。

(準用)

第百二十八条 第十条から第十六条まで、第二十二條、第二十三條、第三十條、第三十二條、第三十五條、第三十九條、第四十一條、第四十六條、第四十九條から第五十二条まで、第八十九條、第九十一條及び第百十九條から第百二十一条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第三十條中「条例」とあるのは「条例第百五十八條において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第三十二條各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「条例第百五十八條において準用する条例」と、同条第一号中「条例第四十三條第一項」とあるのは「条例第百五十八條において準用する条例第十二條第一項」と、「指定療養介護」とあるのは「指定就労継続支援B型」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第百五十八條において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同条第三号中「条例第五十一条」とあるのは「条例第百五十八條において準用する第六十九条」と、同条第四号から第六号までの規定中「条例第五十九条」とあるのは「条例第百五十八條」と、第四十六條中「条例」とあるのは「条例第百五十八條において準用する条例」と、第五十二条第一項中「条例」とあるのは「条例第百五十八條において準用する条例」と、「前条」とあるのは「第百二十八條において準用する前条」と、第八十九條中「条例」とあるのは「条例第百五十八條において準用する条例」と、第百十九條第一項中「条例第百五十二条」とあるのは「条例第百五十八條」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第百三十二條の九 条例第百六十四條の十三第三項の従業者の員数は、次項及び第三項に定めるところによる。

2 条例第百六十四條第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 (略) 二 サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所 ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応 じ、それぞれイ又はロに掲げる数 イ サービス管理責任者が常勤である場合 次の (1)又は(2)に掲げる利用者の数の区分に応じ、そ れぞれ(1)又は(2)に掲げる数 (1) 利用者の数が六十以下 一以上 (2) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数 が六十を超えて六十又はその端数を増すことに 一を加えて得た数以上 ロ イ以外の場合 次の(1)又は(2)に掲げる利用者 の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる 数 (1) 利用者の数が三十以下 一以上 (2) 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数 が三十を超えて三十又はその端数を増すことに 一を加えて得た数以上 3・4 (略) (準用) 第百三十二条の十 第五条、第十条から第十七条まで、 第二十条から第二十三条まで、第三十条、第三十五条、 第百三十二条の三及び第百三十二条の四の規定は、指 定自立生活援助の事業について準用する。この場合に おいて、第五条、第三十条、第百三十二条の三及び第 百三十二条の四中「条例」とあるのは「条例第百六十 四条の十七において準用する条例」と、第三十条中「療 養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同 条第九号中「六月」とあるのは「三月」と読み替える ものとする。 (定期的な訪問等による支援) 第百三十二条の十二 指定自立生活援助事業者は、定期 的に利用者の居宅を訪問することにより、又はテレビ 電話装置等を活用して、当該利用者の心身の状況、そ の置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把 握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指 定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調 整その他の障害者が地域における自立した日常生活 又は社会生活を営むために必要な援助を行わなけれ ばならない。 (入退居) 第百三十五条の二 (略) 2 (略) 3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の場合に は、当該利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活 環境及び援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を 行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生 活への移行後の定着に必要な援助を行わなければな らない。 4 (略)	一 (略) 二 サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所 ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応 じ、それぞれイ又はロに掲げる数 イ 利用者の数が三十以下 一以上 ロ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が 三十を超えて三十又はその端数を増すことに一を 加えて得た数以上 3・4 (略) (準用) 第百三十二条の十 第五条、第十条から第十七条まで、 第二十条から第二十三条まで、第三十条、第三十五条、 第百三十二条の三及び第百三十二条の四の規定は、指 定自立生活援助の事業について準用する。この場合に おいて、第五条、第三十条、第百三十二条の三及び第 百三十二条の四中「条例」とあるのは「条例第百六十 四条の十七において準用する条例」と、第三十条中「療 養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同 条第八号中「六月」とあるのは「三月」と読み替える ものとする。 (定期的な訪問による支援) 第百三十二条の十二 指定自立生活援助事業者は、おお むね週に一回以上、利用者の居宅を訪問することによ り、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境 及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報 の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事 業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地 域における自立した日常生活又は社会生活を営むた めに必要な援助を行わなければならない。 (入退居) 第百三十五条の二 (略) 2 (略) 3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の場合に は、当該利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活 環境及び援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を 行わなければならない。 4 (略)
---	--

(協力医療機関等) 第百三十七条の三 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。 2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定障害福祉サービス事業者との間で、利用者が歯科医療を必要とした場合の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めておくよう努めなければならない。 3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 (準用) 第百三十八条 第十一条、第十三条から第十六条まで、第二十二條、第二十三條、第三十条、第三十二條、第三十五条及び第五十二条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第三十条中「条例」とあるのは「条例第百六十九条において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第三十二条各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「条例第百六十九条において準用する条例」と、同条第一号中「条例」とあるのは「条例第百六十九条において準用する条例」と、「指定療養介護」とあるのは「指定共同生活援助」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第百六十九条において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同条第三号中「条例第五十一条」とあるのは「条例第百六十九条において準用する条例第六十九条」と、同条第四号から第六号までの規定中「条例第五十九条」とあるのは「条例第百六十九条」と、第五十二条第一項中「条例第七十条」とあるのは「条例第百六十八條の六」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第百三十七条の三第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。 (準用) 第百三十八条の四 第十一条、第十三条から第十六条まで、第二十二條、第二十三條、第三十条、第三十二條、第三十五条、第五十二条、第百三十四条の二から第百三十四条の四まで、第百三十五条の二及び第百三十七	(協力医療機関等) 第百三十七条の三 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。 2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定障害福祉サービス事業者との間で、利用者が歯科医療を必要とした場合の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めておくよう努めなければならない。 (準用) 第百三十八条 第十一条、第十三条から第十六条まで、第二十二條、第二十三條、第三十条、第三十二條、第三十五条、第四十一条及び第五十二条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第三十条中「条例」とあるのは「条例第百六十九条において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第三十二条各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「条例第百六十九条において準用する条例」と、同条第一号中「条例」とあるのは「条例第百六十九条において準用する条例」と、「指定療養介護」とあるのは「指定共同生活援助」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第百六十九条において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同条第三号中「条例第五十一条」とあるのは「条例第百六十九条において準用する条例第六十九条」と、同条第四号から第六号までの規定中「条例第五十九条」とあるのは「条例第百六十九条」と、第五十二条第一項中「条例第七十条」とあるのは「条例第百六十八條の六」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第百三十七条の三第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。 (準用) 第百三十八条の四 第十一条、第十三条から第十六条まで、第二十二條、第二十三條、第三十条、第三十二條、第三十五条、第四十一条、第五十二条、第百三十四条の二から第百三十四条の四まで、第百三十五条の二及
--	---

条から第三百三十七条の三までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第三十条及び第三百三十四条の二から第三百三十四条の四までの規定中「条例」とあるのは「条例第百七十条の九において読み替えて準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第三十二条各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「条例第百七十条の九において準用する条例」と、同条第一号中「条例」とあるのは「条例第百七十条の九において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同条第二号中「条例第四十八条第一項」とあるのは「条例第百七十条の九において準用する条例第四十八条第一項」と、同条第三号中「条例第五十一条」とあるのは「条例第百七十条の九において準用する条例第六十九条」と、同項第四号から第六号までの規定中「条例第五十九条」とあるのは「条例第百七十条の九」と、第五十二条第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第百三十八条の四において準用する第百三十七条の三第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

(準用)

第百三十八条の十三 第十一条、第十三条から第十六条まで、第二十二條、第二十三條、第三十条、第三十二条、第三十五条、第五十二条、第三百三十四条の二、第三百三十四条の四、第三百三十五条の二、第三百三十六条、第三百三十六条の二、第三百三十七条の二及び第三百三十七条の三の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第三十条中「条例」とあるのは「条例第百七十条の二十において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第三十二条各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「条例第百七十条の二十において準用する条例」と、同条第一号中「条例」とあるのは「条例第百七十条の二十において準用する条例」と、「指定療養介護」とあるのは「外部サービス利用型指定共同生活援助」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第百七十条の二十において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同条第三号中「条例第五十一条」とあるのは「条例第百七十条の二十において準用する条例第六十九条」と、同条第四号から第六号までの規定中「条例第五十九条」とあるのは「条例第百七十条の二十」と、第五十二条第一項中「条例第七十条」とあるのは「条例第百七十条の十八」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第百三十八条の十三において準用する第百三十七条の三第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第百三十六條第三項中「当該指

び第百三十七条から第百三十七条の三までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第三十条及び第三百三十四条の二から第三百三十四条の四までの規定中「条例」とあるのは「条例第百七十条の九において読み替えて準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第三十二条各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「条例第百七十条の九において準用する条例」と、同条第一号中「条例」とあるのは「条例第百七十条の九において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同条第一号中「条例第四十八条第一項」とあるのは「条例第百七十条の九において準用する条例第四十八条第一項」と、同条第三号中「条例第五十一条」とあるのは「条例第百七十条の九において準用する条例第六十九条」と、同項第四号から第六号までの規定中「条例第五十九条」とあるのは「条例第百七十条の九」と、第五十二条第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第百三十八条の四において準用する第百三十七条の三第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

(準用)

第百三十八条の十三 第十一条、第十三条から第十六条まで、第二十二條、第二十三條、第三十条、第三十二条、第三十五条、第四十一条、第五十二条、第三百三十四条の二、第三百三十四条の四、第三百三十五条の二、第三百三十六条、第三百三十六条の二、第三百三十七条の二及び第三百三十七条の三の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第三十条中「条例」とあるのは「条例第百七十条の二十において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第三十二条各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「条例第百七十条の二十において準用する条例」と、同条第一号中「条例」とあるのは「条例第百七十条の二十において準用する条例」と、「指定療養介護」とあるのは「外部サービス利用型指定共同生活援助」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第百七十条の二十において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同条第三号中「条例第五十一条」とあるのは「条例第百七十条の二十において準用する条例第六十九条」と、同条第四号から第六号までの規定中「条例第五十九条」とあるのは「条例第百七十条の二十」と、第五十二条第一項中「条例第七十条」とあるのは「条例第百七十条の十八」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第百三十八条の十三において準用する第百三十七条の三第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第百三十六條第三項中「当該指

定共同生活援助事業所の管理者及び従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の管理者及び従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第百四十九条 第十条、第十一条、第十三条から第十六条まで、第二十二條、第二十三條、第三十条、第三十二条、第三十五条、第三十九条、第四十一条、第四十四条、第四十六条(同条第九号を除く。)、第五十条から第五十二条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第二十三条中「指定居宅介護事業所」とに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業」とに、その会計を」と、第三十条中「条例」とあるのは「条例第百七十九条第一項において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは「六月(特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練(機能訓練)に係る計画又は特定基準該当自立訓練(生活訓練)に係る計画にあつては、三月)」と、第三十二条各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「条例第百七十九条第一項において準用する条例」と、同条第一号中「条例第四十三条第一項」とあるのは「条例第百七十九条第一項において準用する条例第十二条第一項」と、「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第百七十九条第一項において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第三号中「条例第五十一条」とあるのは「条例第百七十九条第二項から第五項までにおいて準用する条例第六十九条」と、同条第四号から第六号までの規定中「条例第五十九条」とあるのは「条例第百七十九条第一項」と、第四十四条及び第四十六条中「条例」とあるのは「条例第百七十九条第一項において準用する条例」と、第五十条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第五十二条第一項中「条例」とあるのは「条例第百七十九条第一項において準用する条例」と、「前条」とあるのは「条例第百七十九条第二項から第五項までにおいて準用する前条」と読み替えるものとする。

2 5 (略)

(電磁的記録等)

第百五十条 条例第百八十一条第一項の規則で定める規定は、第十条第一項(第二十四条第一項及び第二項、第二十四条の四、第二十七条第一項及び第二項、第五十三条、第五十三条の五、第七十三条、第九十三条、第九十三條の五、第百一条、第百一条の四、第百十二

該指定共同生活援助事業所の管理者及び従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の管理者及び従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第百四十九条 第十条、第十一条、第十三条から第十六条まで、第二十二條、第二十三條、第三十条、第三十二条、第三十五条、第三十九条、第四十一条、第四十四条、第四十六条(同条第九号を除く。)、第五十条から第五十二条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第二十三条中「指定居宅介護事業所」とに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業」とに、その会計を」と、第三十条中「条例」とあるのは「条例第百七十九条第一項において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「六月(特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練(機能訓練)に係る計画又は特定基準該当自立訓練(生活訓練)に係る計画にあつては、三月)」と、第三十二条各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「条例第百七十九条第一項において準用する条例」と、同条第一号中「条例第四十三条第一項」とあるのは「条例第百七十九条第一項において準用する条例第十二条第一項」と、「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第百七十九条第一項において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第三号中「条例第五十一条」とあるのは「条例第百七十九条第二項から第五項までにおいて準用する条例第六十九条」と、同条第四号から第六号までの規定中「条例第五十九条」とあるのは「条例第百七十九条第一項」と、第四十四条及び第四十六条中「条例」とあるのは「条例第百七十九条第一項において準用する条例」と、第五十条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第五十二条第一項中「条例」とあるのは「条例第百七十九条第一項において準用する条例」と、「前条」とあるのは「条例第百七十九条第二項から第五項までにおいて準用する前条」と読み替えるものとする。

2 5 (略)

(電磁的記録等)

第百五十条 条例第百八十一条第一項の規則で定める規定は、第十条第一項(第二十四条第一項及び第二項、第二十四条の四、第二十七条第一項及び第二項、第五十三条、第五十三条の五、第七十三条、第九十三条、第九十三條の四、第百一条、第百一条の四、第百十二

条、第二百二十三條、第二百二十八條、第二百三十二條、第二百三十二條の五、第二百三十二條の十並びに第四百九十九條第一項において準用する場合を含む。）、第十三條（第二十四條第一項及び第二項、第二十四條の四、第二十七條第一項及び第二項、第四十二條、第五十三條、第五十三條の五、第六十五條、第六十五條の四、第七十三條、第九十三條、第九十三條の五、第一百條、第一百條の四、第一百十二條、第二百二十三條、第二百二十八條、第二百三十二條、第二百三十二條の五、第二百三十二條の十、第二百三十八條、第二百三十八條の四、第二百三十八條の十三並びに第四百九十九條第一項において準用する場合を含む。）及び第三十四條第一項並びに條例第八十二條第一項（條例第八十八條の四において準用する場合を含む。）及び條例第百六十八條の二第一項（條例第百七十條の九及び條例第百七十條の二十において準用する場合を含む。）とする。 附 則 1・2 （略） （指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例） 3 第二百三十六條第三項及び第二百三十八條の六第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和九年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。 4 第二百三十六條第三項及び第二百三十八條の六第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和九年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。 一・二 （略）	条、第二百二十三條、第二百二十八條、第二百三十二條、第二百三十二條の五、第二百三十二條の十並びに第四百九十九條第一項において準用する場合を含む。）、第十三條（第二十四條第一項及び第二項、第二十四條の四、第二十七條第一項及び第二項、第四十二條、第五十三條、第五十三條の五、第六十五條、第六十五條の四、第七十三條、第九十三條、第九十三條の四、第一百條、第一百條の四、第一百十二條、第二百二十三條、第二百二十八條、第二百三十二條、第二百三十二條の五、第二百三十二條の十、第二百三十八條、第二百三十八條の四、第二百三十八條の十三並びに第四百九十九條第一項において準用する場合を含む。）及び第三十四條第一項並びに條例第八十二條第一項（條例第八十八條の四において準用する場合を含む。）及び條例第百六十八條の二第一項（條例第百七十條の九及び條例第百七十條の二十において準用する場合を含む。）とする。 附 則 1・2 （略） （指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例） 3 第二百三十六條第三項及び第二百三十八條の六第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和六年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。 4 第二百三十六條第三項及び第二百三十八條の六第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和六年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。 一・二 （略）
--	--

5 ～ 8 (略)	5 ～ 8 (略)
第二条 三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を次のように改正する。	
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。	
改正後	改正前
目次 第一章～第九章 (略) 第九章の二 就労選択支援 第一節 人員に関する基準(第百三十三条の二) 第二節 設備に関する基準(第百三十三条の三) 第三節 運営に関する基準(第百三十三条の四～第百三十三条の六) 第十章～第十八章 (略) 附則 第百三十三条 (略) 第九章の二 就労選択支援 第一節 人員に関する基準 (従業者) 第百三十三条の二 条例第百三十七条の三第一項の就労選択支援員の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上とする。 2 条例第百三十七条の三第三項の従業者の員数その他従業者に関し必要な基準は、次項に定めるところによる。 3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 第二節 設備に関する基準 第百三十三条の三 第四十四条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第四十四条中「条例」とあるのは「条例第百三十七条の五において準用する条例」と読み替えるものとする。 第三節 運営に関する基準 (評価及び整理の実施) 第百三十三条の四 条例第百三十七条の七第二項のアセスメントの実施等に関し必要な基準は、次項から第四項までに定めるところによる。 2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもつて、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。 3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援	目次 第一章～第九章 (略) 第十章～第十八章 (略) 附則 第百三十三条 (略)

	事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。
4	指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。 （その他運営に関する基準）
	第百三条の五 条例第百三十七条の九の指定就労選択支援の事業の運営に関し必要な基準は、次条及び第百三条の七に定めるところによる。 （関係機関との連絡調整等の実施）
	第百三条の六 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。
2	指定就労選択支援事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。 （運用）
	第百三条の七 第十条から第十七条まで、第二十二條、第二十三條、第三十二條（第二号を除く。）、第三十五条、第三十九条、第四十一条、第四十六条、第四十九条、第五十条から第五十二条まで及び第八十九条の規定は、指定就労選択支援の事業について運用する。この場合において、第三十二条各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「条例第百三十七条の八において運用する条例」と、同条第一号中「条例第四十三条第一項」とあるのは「条例第百三十七条の八において運用する条例第十二条第一項」と、「指定療養介護」とあるのは「指定就労選択支援」と、同条第三号中「条例第五十一条」とあるのは「条例第百三十七条の八において運用する条例第六十九条」と、同条第四号から第六号までの規定中「条例第五十九条」とあるのは「条例第百三十七条の八」と、第四十六条中「条例」とあるのは「条例第百三十七条の八において運用する条例」と、第五十二条第一項中「条例」とあるのは「条例第百三十七条の八において運用する条例」と、「前条」とあるのは「第百三条の六において運用する前条」と、第八十九条中「条例」とあるのは「条例第百三十七条の八において運用する条例」と読み替えるものとする。
	第十章 就労移行支援
	第百十一条 （略） （就労選択支援に関する情報提供）
	第百十一条の二 指定就労移行支援事業者は、利用者に

第十章 就労移行支援
第百十一条 （略）

対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

(準用)

第百二十三条 第十条から第十六条まで、第二十二條、第二十三條、第三十條、第三十二條、第三十五條、第三十九條、第四十一條、第五十條から第五十二條まで、第八十九條、第九十一條、第百十一條及び第百十一條の二の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第三十條中「条例」とあるのは「条例第百五十二條において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第三十二條各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「条例第百五十二條において準用する条例」と、同条第一号中「条例第四十三條第一項」とあるのは「条例第百五十二條において準用する条例第十二條第一項」と、「指定療養介護」とあるのは「指定就労継続支援A型」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第百五十二條において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同条第三号中「条例第五十一條」とあるのは「条例第百五十二條において準用する条例第六十九條」と、同条第四号から第六号までの規定中「条例第五十九條」とあるのは「条例第百五十二條」と、第五十二條第一項中「条例」とあるのは「条例第百五十二條において準用する条例」と、「前条」とあるのは「第百二十三條において準用する前条」と、第八十九條中「条例」とあるのは「条例第百五十二條において準用する条例」と読み替えるものとする。

(準用)

第百二十八條 第十条から第十六條まで、第二十二條、第二十三條、第三十條、第三十二條、第三十五條、第三十九條、第四十一條、第四十六條、第四十九條から第五十二條まで、第八十九條、第九十一條、第百十一條の二、第百十五條第七項及び第百十九條から第百二十一條までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第三十條中「条例」とあるのは「条例第百五十八條において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第三十二條各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「条例第百五十八條において準用する条例」と、同条第一号中「条例第四十三條第一項」とあるのは「条例第百五十八條において準用する条例第十二條第一項」と、「指定療養介護」とあるのは「指定就労継続支援B型」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第百五十八條において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同条第三号中「条例第五十一條」とあるのは「条例第百五十八條において準用する第六十九條」と、同条第四号から第六号までの規定中「条例第五十九條」とあるのは「条例第百五十八條」と、第四十六條中「条例」とあ

(準用)

第百二十三條 第十条から第十六條まで、第二十二條、第二十三條、第三十條、第三十二條、第三十五條、第三十九條、第四十一條、第五十條から第五十二條まで、第八十九條、第九十一條及び第百十一條の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第三十條中「条例」とあるのは「条例第百五十二條において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第三十二條各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「条例第百五十二條において準用する条例」と、同条第一号中「条例第四十三條第一項」とあるのは「条例第百五十二條において準用する条例第十二條第一項」と、「指定療養介護」とあるのは「指定就労継続支援A型」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第百五十二條において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同条第三号中「条例第五十一條」とあるのは「条例第百五十二條において準用する条例第六十九條」と、同条第四号から第六号までの規定中「条例第五十九條」とあるのは「条例第百五十二條」と、第五十二條第一項中「条例」とあるのは「条例第百五十二條において準用する条例」と、「前条」とあるのは「第百二十三條において準用する前条」と、第八十九條中「条例」とあるのは「条例第百五十二條において準用する条例」と読み替えるものとする。

(準用)

第百二十八條 第十条から第十六條まで、第二十二條、第二十三條、第三十條、第三十二條、第三十五條、第三十九條、第四十一條、第四十六條、第四十九條から第五十二條まで、第八十九條、第九十一條、第百十五條第七項及び第百十九條から第百二十一條までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第三十條中「条例」とあるのは「条例第百五十八條において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第三十二條各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「条例第百五十八條において準用する条例」と、同条第一号中「条例第四十三條第一項」とあるのは「条例第百五十八條において準用する条例第十二條第一項」と、「指定療養介護」とあるのは「指定就労継続支援B型」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第百五十八條において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同条第三号中「条例第五十一條」とあるのは「条例第百五十八條において準用する第六十九條」と、同条第四号から第六号までの規定中「条例第五十九條」とあるのは「条例第百五十八條」と、第四十六條中「条例」とあ

例」とあるのは「条例第百五十八条において準用する条例」と、第五十二条第一項中「条例」とあるのは「条例第百五十八条において準用する条例」と、「前条」とあるのは「第百二十八条において準用する前条」と、第八十九条中「条例」とあるのは「条例第百五十八条において準用する条例」と、第百十五条第七項中「賃金及び条例第百五十一条第一項に規定する工賃」とあるのは「条例第百五十七条第一項の工賃」と、第百十九条第一項中「条例第百五十二条」とあるのは「条例第百五十八条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。 (運用)	るのは「条例第百五十八条において準用する条例」と、第五十二条第一項中「条例」とあるのは「条例第百五十八条において準用する条例」と、「前条」とあるのは「第百二十八条において準用する前条」と、第八十九条中「条例」とあるのは「条例第百五十八条において準用する条例」と、第百十五条第七項中「賃金及び条例第百五十一条第一項に規定する工賃」とあるのは「条例第百五十七条第一項の工賃」と、第百十九条第一項中「条例第百五十二条」とあるのは「条例第百五十八条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。 (運用)
第百三十二条 第十条、第十一条、第十三条から第十六条まで、第二十二條、第二十三條、第三十条、第三十二条、第三十五条、第三十九条、第四十一条、第四十九條、第五十一条、第五十二条、第八十九条、第九十一条、<u>第百十一条の二及び第百十九條から第百二十一条までの規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。</u>この場合において、第三十条中「条例」とあるのは「条例第百六十三条において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第三十二条各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「条例第百六十三条において準用する条例」と、同条第一号中「条例第四十三条第一項」とあるのは「条例第百六十三条において準用する条例第十二条第一項」と、「指定療養介護」とあるのは「基準該当就労継続支援B型」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第百六十三条において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労支援継続B型計画」と、同条第三号中「条例第五十一条」とあるのは「条例第百六十三条において準用する条例第六十九条」と、同条第四号から第六号までの規定中「条例第五十九条」とあるのは「条例第百六十三条」と、第五十二条第一項中「条例第七十条」とあるのは「条例第百六十一条」と、「前条」とあるのは「第百三十二条において準用する前条」と、第八十九条中「条例」とあるのは「条例第百六十三条において準用する条例」と、第百十九條第一項中「条例第百五十二条」とあるのは「条例第百六十三条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。	第百三十二条 第十条、第十一条、第十三条から第十六条まで、第二十二條、第二十三條、第三十条、第三十二条、第三十五条、第三十九条、第四十一条、第四十九條、第五十一条、第五十二条、第八十九条、第九十一条及び第百十九條から第百二十一条までの規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。 この場合において、第三十条中「条例」とあるのは「条例第百六十三条において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第三十二条各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「条例第百六十三条において準用する条例」と、同条第一号中「条例第四十三条第一項」とあるのは「条例第百六十三条において準用する条例第十二条第一項」と、「指定療養介護」とあるのは「基準該当就労継続支援B型」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第百六十三条において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労支援継続B型計画」と、同条第三号中「条例第五十一条」とあるのは「条例第百六十三条において準用する条例第六十九条」と、同条第四号から第六号までの規定中「条例第五十九条」とあるのは「条例第百六十三条」と、第五十二条第一項中「条例第七十条」とあるのは「条例第百六十一条」と、「前条」とあるのは「第百三十二条において準用する前条」と、第八十九条中「条例」とあるのは「条例第百六十三条において準用する条例」と、第百十九條第一項中「条例第百五十二条」とあるのは「条例第百六十三条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第三条 三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年三重県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(療養介護計画の作成等) 第七条 条例第十五条第二項の療養介護計画の作成等に関し必要な基準は、次項から<u>第十一項</u>までに定めると	(療養介護計画の作成等) 第七条 条例第十五条第二項の療養介護計画の作成等に関し必要な基準は、次項から<u>第十項</u>までに定めるとこ

ころによる。 2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活、課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。	ろによる。 2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活、課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。	
4・5 (略)	3・4 (略)
6 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者及び当該利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する療養介護計画の原案について意見を求めるものとする。	5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案について意見を求めるものとする。
7 サービス管理責任者は、第五項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又は当該利用者の家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。	6 サービス管理責任者は、第四項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又は当該利用者の家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
8 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した場合には、当該療養介護計画を利用者及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援(法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。)又は指定障害児相談支援(児童福祉法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。)を行う者(以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。)に交付しなければならない。	7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した場合には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。
9・10 (略)	8・9 (略)
11 第二項から第八項までの規定は、第九項の療養介護計画の変更について準用する。 (職員)	10 第二項から第七項までの規定は、第八項の療養介護計画の変更について準用する。 (職員)
第二十条 (略)	第二十条 (略)
2 条例第三十三条第一項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。	2 条例第三十三条第一項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
一・二 (略)	一・二 (略)
三 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 次に掲げる数	三 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に掲げる数
イ 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(1)から(3)までに掲げ	イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(1)から(3)までに掲げる利用者の平

る利用者の平均障害支援区分（厚生労働大臣が定める平均障害支援区分の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第五百四十二号）により算定した障害支援区分の平均値をいう。以下この号において同じ。）に応じ、それぞれ（１）から（３）までに定める数とする。 （１）（３）（略） ロ（略） ハ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止する目的の訓練を行う場合には、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。 ニ（略） 四（略） 三（略） （職員の配置の基準） 第二十八条（略） 二 条例第四十二条第一項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一（略） 一 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 次のイからニまでに定める数 イ 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。 ロ（略） ハ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一以上とする。 ニ（略） 三（略） 三・四（略） （準用） 第三十二条 第四条、第七条、第九条から第十一条まで、第十五条から第十九条まで、第二十二條、第二十四条の二から第二十六条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第四条、第七条及び第十七条から第十九条までの規定中「条例」とあるのは「条例第四十三条において準用する条例」と、第四条第一号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第七条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは「三月」と読み替えるものとする。 （準用） 第三十七条 第四条、第七条、第九条から第十一条まで、第十五条から第十七条まで、第二十二條、第二十四条	均障害支援区分（厚生労働大臣が定める平均障害支援区分の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第五百四十二号）により算定した障害支援区分の平均値をいう。以下この号において同じ。）に応じ、それぞれ（１）から（３）までに定める数とする。 （１）（３）（略） ロ（略） ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止する目的の訓練を行う場合には、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。 ニ（略） 四（略） 三（略） （職員の配置の基準） 第二十八条（略） 二 条例第四十二条第一項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一（略） 一 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次のイからニまでに定める数 イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。 ロ（略） ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一以上とする。 ニ（略） 三（略） 三・四（略） （準用） 第三十二条 第四条、第七条、第九条から第十一条まで、第十五条から第十九条まで、第二十二條、第二十四条の二から第二十六条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第四条、第七条及び第十七条から第十九条までの規定中「条例」とあるのは「条例第四十三条において準用する条例」と、第四条第一号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第七条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と読み替えるものとする。 （準用） 第三十七条 第四条、第七条、第九条から第十一条まで、第十五条から第十七条まで、第二十二條、第二十四条
--	--

の二から第二十六条まで、第三十条及び第三十一条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第四条、第七条及び第十七条中「条例」とあるのは「条例第四十九条において準用する条例」と、第四条第一号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第七条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは「三月」と読み替えるものとする。 （準用） 第四十五条 第四条、第七条、第九条から第十一条まで、第十五条から第十九条まで、第二十二條、第二十四条、第二十五条、第二十六条及び第三十条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第四条、第七条及び第十七条から第十九条までの規定中「条例」とあるのは「条例第五十五条において準用する条例」と、第四条第一号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第七条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは「三月」と読み替えるものとする。	の二から第二十六条まで、第三十条及び第三十一条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第四条、第七条及び第十七条中「条例」とあるのは「条例第四十九条において準用する条例」と、第四条第一号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第七条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と読み替えるものとする。 （準用） 第四十五条 第四条、第七条、第九条から第十一条まで、第十五条から第十九条まで、第二十二條、第二十四条、第二十五条、第二十六条及び第三十条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第四条、第七条及び第十七条から第十九条までの規定中「条例」とあるのは「条例第五十四条において準用する条例」と、第四条第一号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第七条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と読み替えるものとする。
---	---

第四条 三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第五章 （略）	第一章～第五章 （略）
第五章の二 就労選択支援（第三十七条の二―第三十七條の五）	
第六章～第九章 （略）	第六章～第九章 （略）
附則	附則
第三十七条 （略）	第三十七条 （略）
第五章の二 就労選択支援（従業者）	
第三十七条の二 条例第五十条の四第四項の職員の員数	
その他職員に関し必要な基準は、次項に定めるところによる。	
2 条例第五十条の四第一項第二号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。	
（評価及び整理の実施）	
第三十七条の三 条例第五十条の六第二項のアセスメントの実施等に関し必要な基準は、次項から第四項までに定めるところによる。	
2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもつて、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指	

	定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。	
3	就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。	
4	就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。 （その他運営に関する基準）	
	第三十七条の四 条例第五十条の八の就労選択支援事業の運営に関し必要な基準は、次条及び第三十七条の六に定めるところによる。 （関係機関との連絡調整等の実施）	
	第三十七条の五 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。	
2	就労選択支援事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供しよう努めなければならない。 （準用）	
	第三十七条の六 第四条（第一号を除く）、第九条から第十一条まで、第十五条から第十七条まで、第十九条、第二十二條、第二十四条、第二十五条及び第二十六条の規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第四条、第十七条及び第十九条の規定中「条例」とあるのは「条例第五十条の七において準用する条例」と読み替えるものとする。	
	第六章 （略）	第六章 （略）
	第四十四条 （略） （就労選択支援に関する情報提供）	第四十四条 （略）
	第四十四条の二 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。 （準用）	（準用）
	第五十七条 第四条、第七条、第九条から第十一条まで、第十五条、第十六条、第二十二條、第二十五条、第二十六条、第三十条及び第四十四条の二の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第四条及び第七条中「条例」とあるのは「条例第六十五条において準用する条例」と、第四条第一号	第五十七条 第四条、第七条、第九条から第十一条まで、第十五条、第十六条、第二十二條、第二十五条、第二十六条及び第三十条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第四条及び第七条中「条例」とあるのは「条例第六十五条において準用する条例」と、第四条第一号中「療養介護計画」

中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第七条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と読み替えるものとする。 (運用) 第六十条 第四条、第七条、第九条から第十一条まで、第十五条から第十八条まで、第二十二條、第二十四條から第二十六條まで、第三十条、第四十四條の二、第四十七條、第四十八條及び第五十三條から第五十五條までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第四条、第七条、第十七條、第十八條、第四十七條及び第四十八條中「条例」とあるのは「条例第六十九條において準用する条例」と、第四条第一号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第七条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第五十三條第一項中「第五十七條」とあるのは「第六十条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。	とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第七条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と読み替えるものとする。 (運用) 第六十条 第四条、第七条、第九条から第十一条まで、第十五条から第十八条まで、第二十二條、第二十四條から第二十六條まで、第三十条、第四十七條、第四十八條及び第五十三條から第五十五條までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第四条、第七条、第十七條、第十八條、第四十七條及び第四十八條中「条例」とあるのは「条例第六十九條において準用する条例」と、第四条第一号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第七条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第五十三條第一項中「第五十七條」とあるのは「第六十条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。
---	--

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に定める日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布します。

令和六年三月二十九日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第三十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

（三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第一条 三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年三重県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(従業者) 第三条 (略) 2 (略) 3 生活介護を行う場合の従業者の員数その他従業者に関し必要な基準は、次のとおりとする。 一 (略) 二 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数 イ 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法（指定障害者支援施設等の当該従業者の勤務延べ時間数を	(従業者) 第三条 (略) 2 (略) 3 生活介護を行う場合の従業者の員数その他従業者に関し必要な基準は、次のとおりとする。 一 (略) 二 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数 イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法（指定障害者支援施設等の当該従業者の勤務延べ時間数を当該指定障

当該指定障害者支援施設等において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定障害者支援施設等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)で、(1)及び(2)に掲げる数を合計した数以上とする。 (1)・(2) (略)	害者支援施設等において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定障害者支援施設等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)で、(1)及び(2)に掲げる数を合計した数以上とする。 (1)・(2) (略)
ロ (略) ハ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止する目的の訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。	ロ (略) ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止する目的の訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。
ニ (略) 三 (略)	ニ (略) 三 (略)
四 条例第五条第一項第一号イ(2)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止する目的の訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。	四 条例第五条第一項第一号イ(2)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止する目的の訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
4 自立訓練(機能訓練)を行う場合の従業者の員数その他従業員に関し必要な基準は、次のとおりとする。	4 自立訓練(機能訓練)を行う場合の従業者の員数その他従業員に関し必要な基準は、次のとおりとする。
一 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数	一 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数
イ 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。	イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。
ロ (略) ハ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、一以上とする。	ロ (略) ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、一以上とする。
ニ (略) 二・三 (略)	ニ (略) 二・三 (略)
四 条例第五条第一項第二号イ(1)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止する目的の訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。	四 条例第五条第一項第二号イ(1)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止する目的の訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
5 〃 10 (略) (施設障害福祉サービス計画の作成等)	5 〃 10 (略) (施設障害福祉サービス計画の作成等)
第八条 条例第十九条第二項の施設障害福祉サービス計画の作成等に関し必要な基準は、次項から第十一項までに定めるところによる。	第八条 条例第十九条第二項の施設障害福祉サービス計画の作成等に関し必要な基準は、次項から第十項までに定めるところによる。
2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス	2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス

	計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、条例第二十条の三第一項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。	計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
3	アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。	
4・5	（略）	3・4
6	サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等（地域移行等意向確認担当者を含む。）を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。	5
7	サービス管理責任者は、第五項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又は当該利用者の家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。	6
8	サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した場合には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者に交付しなければならない。	7
9・10	（略）	8・9
11	第二項から第八項までの規定は、第九項の施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。 （地域移行等意向確認担当者の責務等）	10
第八条の二 条例第二十条の三第二項の地域移行等意向確認担当者の責務等に関し必要な基準は、次項及び第三項に定めるところによる。		
2	地域移行等意向確認担当者は、条例第二十条の三第一項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確	

認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を前条第六項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。 3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。 (協力医療機関等)	(協力医療機関等)
第三十五条 (略) 2 (略)	第三十五条 (略) 2 (略)
3 指定障害者支援施設の設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。	
4 指定障害者支援施設の設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。	(地域との連携等)
第三十八条 削除	第三十八条 指定障害者支援施設の設置者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力等の地域との交流に努めなければならない。

(三重県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第二条 三重県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年三重県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する

改正後	改正前
(職員) 第八条 (略) 2・3 (略) 4 生活介護を行う場合の職員の員数その他職員に関し必要な基準は、次のとおりとする。 一 (略) 二 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数 イ 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護	(職員) 第八条 (略) 2・3 (略) 4 生活介護を行う場合の職員の員数その他職員に関し必要な基準は、次のとおりとする。 一 (略) 二 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数 イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごと

の単位ごとに、常勤換算方法（障害者支援施設の当該職員の勤務延べ時間数を当該障害者支援施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該障害者支援施設の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、(1)及び(2)に掲げる数を合計した数以上とする。 (1)・(2) (略) ロ (略) ハ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止する目的の訓練を行う場合には、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。 ニ (略) 三・四 (略) 五 条例第十一条第一項第一号イ(2)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止する目的の訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。 5 自立訓練（機能訓練）を行う場合の職員の員数その他職員に関し必要な基準は、次のとおりとする。 一 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数 イ 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。 ロ (略) ハ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、一以上とする。 ニ (略) 二・三 (略) 四 条例第十一条第一項第二号イ(1)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止する目的の訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。 6 (略) 6 (略) （施設障害福祉サービス計画の作成等） 第九条 条例第十五条第二項の施設障害福祉サービス計画の作成等に関し必要な基準は、次項から第十一項までに定めるところによる。	に、常勤換算方法（障害者支援施設の当該職員の勤務延べ時間数を当該障害者支援施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該障害者支援施設の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、(1)及び(2)に掲げる数を合計した数以上とする。 (1)・(2) (略) ロ (略) ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止する目的の訓練を行う場合には、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。 ニ (略) 三・四 (略) 五 条例第十一条第一項第一号イ(2)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止する目的の訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。 5 自立訓練（機能訓練）を行う場合の職員の員数その他職員に関し必要な基準は、次のとおりとする。 一 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数 イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。 ロ (略) ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、一以上とする。 ニ (略) 二・三 (略) 四 条例第十一条第一項第二号イ(1)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止する目的の訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。 6 (略) 6 (略) （施設障害福祉サービス計画の作成等） 第九条 条例第十五条第二項の施設障害福祉サービス計画の作成等に関し必要な基準は、次項から第十一項までに定めるところによる。
--	---

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活、課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、条例第十六条の三第一項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。	2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活、課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。	
4・5 （略）	3・4 （略）
6 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等（地域移行等意向確認担当者を含む。）を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。	5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
7 サービス管理責任者は、第五項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又は当該利用者の家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。	6 サービス管理責任者は、第四項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又は当該利用者の家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した場合には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者に交付しなければならない。	7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した場合には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。
9・10 （略）	8・9 （略）
11 第二項から第八項までの規定は、第九項の施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。（地域移行等意向確認担当者の責務等）	10 第二項から第七項までの規定は、第八項の施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。
第九条の二 条例第十六条の三第二項の地域移行等意向確認担当者の責務等に関し必要な基準は、次項及び第三項に定めるところによる。	
2 地域移行等意向確認担当者は、条例第十六条の三第一項の指針に基づき、地域移行等意向確認等	

を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を前条第六項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。	
3	地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。 (協力医療機関等)
第三十条 (略)	(協力医療機関等)
2	(略)
3	障害者支援施設の設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十一年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第一種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
4	障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
第三十一条 削除	(地域との連携等) 第三十一条 障害者支援施設の設置者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力等の地域との交流に努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第八条の二の規定の適用については、同条第二項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

3 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の三重県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第九条の二の規定の適用については、同条第二項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布します。

令和六年三月二十九日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第三十八号

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第一条 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年三重県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第一章～第九章 （略）	第一章～第九章 （略）
第十章 児童発達支援センター（第六十一条―第六十七条）	第十章 <u>福祉型児童発達支援センター</u> （第六十一条―第六十七条）
第十一章 削除	第十一章 <u>医療型児童発達支援センター</u> （第六十八条―第七十条）
第十二章～第十四章 （略）	第十二章～第十四章 （略）
附則 （職員）	附則 （職員）
第四十八条 条例第六十二条第六項の福祉型障害児入所施設の職員の員数その他職員に関し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。	第四十八条 条例第六十二条第六項の福祉型障害児入所施設の職員の員数その他職員に関し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。
一～九 （略）	一～九 （略）
十 心理担当職員は、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団に対する心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められるものでなければならないこと。	十 心理指導担当職員は、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団に対する心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められるものでなければならないこと。
（設備）	（設備）
第六十一条 条例第六十九条第三項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。	第六十一条 条例第六十九条第五号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
一 発達支援室の一室の定員は、これをおおむね十人とし、その面積は、児童一人につき二・四七平方メートル以上とすること。	一 <u>福祉型児童発達支援センター</u> （主として難聴児を <u>通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を</u> 通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次号において同じ。）の指導訓練室の一室の定員は、おおむね十人とし、その面積は、児童一人につき二・四七平方メートル以上とすること。
二 遊戯室の面積は、児童一人につき一・六五平方メートル以上とすること。	二 <u>福祉型児童発達支援センター</u> の遊戯室の面積は、児童一人につき一・六五平方メートル以上とすること。
（職員）	（職員）
第六十二条 条例第七十条第四項の児童発達支援センターの職員の員数その他職員に関し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。	第六十二条 条例第七十条第五項の福祉型児童発達支援センターの職員の員数その他職員に関し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。
一 児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、おおむね児童の数を四で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。	一 <u>福祉型児童発達支援センター</u> の児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、おおむね児童の数を四で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。
二 嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験	二 <u>主として知的障害のある児童を</u> 通わせる福祉型

を有する者でなければならない。	児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならないこと。 三 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならないこと。 四 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、おおむね児童の数を四で除して得た数以上とすること。ただし、言語聴覚士の数は、四人以上でなければならない。 五 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第三条の二第一項第一号へ及び二(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならないこと。 六 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護職員及び機能訓練担当職員の数は、おおむね児童の数を四で除して得た数以上とすること。ただし、機能訓練担当職員の数は、一人以上でなければならない。
(生活指導) 第六十四条 児童発達支援センターにおける生活指導は、第五十条第一項の規定を準用する。 (保護者等との連絡) 第六十五条 児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を担当した児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導について、その協力を求めなければならない。	(生活指導) 第六十四条 福祉型児童発達支援センターにおける生活指導は、第五十条第一項の規定を準用する。 (保護者等との連絡) 第六十五条 福祉型児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を担当した児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導について、その協力を求めなければならない。
第六十六条 削除 (心理学的及び精神医学的診査)	第六十六条 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおいては、第七条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に難聴の原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、治療するよう努めなければならない。 (心理学的及び精神医学的診査)
第六十七条 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。	第六十七条 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける心理学的及び精神医学的診査については、第五十四条の規定を準用する。
第十一章 削除	第十一章 医療型児童発達支援センター (その他運営に関する基準)
第六十八条から第七十条まで 削除	第六十八条 条例第七十六条の医療型児童発達支援センターの運営に関し必要な基準は、次条及び七十条に定めるところによる。 (入所している児童に対する健康診断) 第六十九条 医療型児童発達支援センターにおいては、

	第七条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するかどうかを考慮しなければならない。 (生活指導及び医療型児童発達支援センターの長の保護者等との連絡)
	第七十条 医療型児童発達支援センターにおける生活指導及び医療型児童発達支援センターの長の保護者等との連絡については、第五十条第一項及び第六十五条の規定を準用する。

(三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第二条 三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年三重県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する

改正後	改正前
目次 第一章・第二章 (略) 第三章 削除 第四章・第八章 (略) 附則 第四条 条例第七条第七項の従業者の員数その他従業者に関し必要な基準は、次項から第四項までに定めるところによる。 2・3 (略)	目次 第一章・第二章 (略) 第三章 医療型児童発達支援 第一節 人員に関する基準(第三十八条) 第二節 設備に関する基準(第三十九条) 第三節 運営に関する基準(第四十条―第四十三条) 第四章・第八章 (略) 附則 第四条 条例第七条第六項の従業者の員数その他従業者に関し必要な基準は、次項から第七項までに定めるところによる。 2・3 (略) 4 条例第七条第三項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに四以上 二 機能訓練担当職員 機能訓練を行うために必要な数 三 看護職員 医療的ケアを行うために必要な数 5 前項各号に定める従業者の数は、児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。 6 条例第七条第四項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一 看護職員 一以上 二 機能訓練担当職員 一以上 7 前項各号に定める従業者の数は、児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。 8 第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第二項第二号イの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。 第五条 (略) 2 条例第十条第一項の発達支援室には、支援に必要な
4 前項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第二項第二号イの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。 第五条 (略) 2 条例第十条第一項の発達支援室には、支援に必要な	4 条例第七条第三項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに四以上 二 機能訓練担当職員 機能訓練を行うために必要な数 三 看護職員 医療的ケアを行うために必要な数 5 前項各号に定める従業者の数は、児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。 6 条例第七条第四項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一 看護職員 一以上 二 機能訓練担当職員 一以上 7 前項各号に定める従業者の数は、児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。 8 第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第二項第二号イの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。 第五条 (略) 2 条例第十条第一項の発達支援室には、支援に必要な

機械器具等を備えなければならない。 3 (略) 第六条 (略) 2 条例第十一条第一項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。 一 発達支援室は、次に掲げる基準を満たすこと。 イ・ロ (略) 二 (略) 3 条例第十一条第一項及び第二項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、条例第十一条第二項に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。 (指定児童発達支援の取扱方針) 第七条の二 条例第二十条第六項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 一 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその通所給付決定保護者(以下この条において「保護者」という。)の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況 二・七 (略) 2 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、条例第二十条第六項の評価及び改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。 (児童発達支援計画の作成等) 第八条 条例第二十一条第二項の児童発達支援計画の作成等に関し必要な基準は、次項から第十項までに定めるところによる。 2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行うとともに、障害児の年齢及び発達に度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。 3 (略) 4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させる	機械器具等を備えなければならない。 3 (略) 第六条 (略) 2 条例第十一条第一項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、この限りでない。 一 指導訓練室は、次に掲げる基準を満たすこと。 イ・ロ (略) 二 (略) 3 条例第十一条第一項及び第二項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。 (指定児童発達支援の取扱方針) 第七条の二 条例第二十条第四項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 一 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況 二・七 (略) 2 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。 (児童発達支援計画の作成等) 第八条 条例第二十一条第二項の児童発達支援計画の作成等に関し必要な基準は、次項から第十項までに定めるところによる。 2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。 3 (略) 4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させる
--	--

ための課題、<u>条例第二十条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点</u>を踏まえた<u>指定児童発達支援</u>の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所において提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。	ための課題、<u>指定児童発達支援</u>の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所において提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、<u>障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。</u>	5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、<u>障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。</u>
6 (略)	6 (略)
7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した場合には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して<u>指定障害児相談支援（法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）</u>を提供する者に交付しなければならない。	7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した場合には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。
8 ～ 10 (略) (発達支援室の定員)	8 ～ 10 (略) (指導訓練室の定員)
第十二条 条例第二十八条の規則で定める<u>発達支援室</u>の定員は、第六条第二項第一号イに規定する<u>発達支援室</u>の定員とする。 (支援)	第十二条 条例第二十八条の規則で定める<u>指導訓練室</u>の定員は、第六条第二項第一号イに規定する<u>指導訓練室</u>の定員とする。 (指導、訓練等)
第二十三条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって<u>支援</u>を行わなければならない。	第二十三条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって<u>指導、訓練等</u>を行わなければならない。
2 (略)	2 (略)
3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に<u>支援</u>を行わなければならない。	3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に<u>指導、訓練等</u>を行わなければならない。
4 指定児童発達支援事業者は、常時一人以上の従業者を<u>支援</u>に従事させなければならない。	4 指定児童発達支援事業者は、常時一人以上の従業者を<u>指導、訓練等</u>に従事させなければならない。
5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の管理者及び従業者以外の者による<u>支援</u>を受けさせてはならない。 (協力医療機関)	5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の管理者及び従業者以外の者による<u>指導、訓練等</u>を受けさせてはならない。 (協力医療機関)
第二十七条 指定児童発達支援事業者（治療を行うものを除く。）は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（指定児童発達支援事業者との間で、障害児が医療を必要とした場合の連携協力を除く。）は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（指定児童発達支援事業者との間で、障害児が医療を必要とした場合の連携協力が合意されている医療機関を	第二十七条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（指定児童発達支援事業者との間で、障害児が医療を必要とした場合の連携協力が合意されている医療機関を

が合意されている医療機関をいう。以下同じ。) を定めておかなければならない。 (設備及び備品等) 第三十三条 (略) 2 条例第四十一条第一項の発達支援を行う場所には、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。 3 (略) 第三章 削除 第三十八条から第四十三条まで 削除	いう。以下同じ。) を定めておかなければならない。 (設備及び備品等) 第三十三条 (略) 2 条例第四十一条第一項の指導及び訓練を行う場所には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。 3 (略) 第三章 医療型児童発達支援 第一節 人員に関する基準 第三十八条 条例第四十八条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数 二 児童指導員 一以上 三 保育士 一以上 四 看護職員 一以上 五 理学療法士又は作業療法士 一以上 六 児童発達支援管理責任者 一以上 第二節 設備に関する基準 第三十九条 条例第五十条第一項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第一号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。 第三節 運営に関する基準 (通所利用者負担額の受領) 第四十条 条例第五十二条第二項の規則で定める費用は、次に掲げるとおりとする。 一 指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額 二 指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療(食事療養(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。)を除く。以下同じ。)に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額 2 条例第五十二条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるとおりとする。 一 食事の提供に要する費用 二 日用品費 三 前二号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの 3 前項第一号に掲げる費用については、食事の提供に
---	--

		要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針の定めるところによるものとする。 (事業の運営についての重要事項)
	第四十一条	条例第五十五条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。
	一	事業の目的及び運営の方針
	二	従業者の職種、員数及び職務の内容
	三	営業日及び営業時間
	四	指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
	五	通常の事業の実施地域(指定医療型児童発達支援事業所において通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。)
	六	指定医療型児童発達支援の利用に当たつての留意事項
	七	緊急時等における対応方法
	八	非常災害対策
	九	虐待の防止のための措置に関する事項
	十	前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項 (その他運営に関する基準)
	第四十二条	条例第五十七条の指定医療型児童発達支援の事業の運営に関し必要な基準は、次条及び第四十三条に定めるところによる。 (情報の提供等)
	第四十二条の二	指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。
	2	指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。 (運用)
	第四十三条	第八条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条から第二十六条まで、第二十八条及び第三十条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第八条から第十条まで、第十二条及び第十三条中「条例」とあるのは「条例第五十六条において準用する条例」と、第八条及び第十三条第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第十三条第三号中「第二十五条」とあるのは「第五十四条」と、第二十八条第一項条中「従業者の勤務の体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。
第四十五条	(略)	第四十五条 (略)
2	条例第六十一条第一項の発達支援室には、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。	2 条例第六十一条第一項の指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。
3	(略)	3 (略)

(設備及び備品等) 第四十九条 (略) 2 条例第六十七条第一項の発達支援を行う場所には、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。 3 (略) 第五十一条の二 (略) 2 (略) 3 前項第一号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他の支援(以下「支援」という。)を行い、並びに当該障害児の支援を行う者に対して支援に関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に三年以上従事した者でなければならない。 第五十一条の三 条例第六十九条の五第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。 (運用) 第五十一条の五 第八条、第九条、第十三条、第十五条から第二十三条まで、第二十五条から第二十九条まで、第三十条第一項及び第三十一条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第八条、第九条及び第十三条中「条例」とあるのは「条例第六十九条の八において準用する条例」と、第八条及び第十三条第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第八条第四項中「第二十條第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第二十條第四項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第二十九条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。 (運用) 第五十八条 第八条、第九条、第十三条、第十五条から第二十三条まで、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第三十条第一項、第三十一条、第五十一条の四及	(設備及び備品等) 第四十九条 (略) 2 条例第六十七条第一項の指導及び訓練を行う場所には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。 3 (略) 第五十一条の二 (略) 2 (略) 3 前項第一号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に三年以上従事した者でなければならない。 第五十一条の三 条例第六十九条の五第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。 (運用) 第五十一条の五 第八条、第九条、第十三条、第十五条から第二十三条まで、第二十五条から第二十八条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第八条、第九条及び第十三条中「条例」とあるのは「条例第六十九条の八において準用する条例」と、第八条及び第十三条第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。 (運用) 第五十八条 第八条、第九条、第十三条、第十五条から第二十三条まで、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第三十条第一項、第三十一条、第四十三条の二、
--	--

び第五十一条の七の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、<u>第七条の二第一項第五号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）」と、同条第二項中「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第八条、第九条及び第十三条中「条例」とあるのは「条例第七十六条において準用する条例」と、第八条及び第十二条第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第八条第四項中「第二十条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点</u>を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と同条第五項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第二十八条第一項中「従業者の勤務の体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第二十九条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。 （従業者の員数に関する特例）	第五十一条の四及び第五十一条の七の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、<u>第八条、第九条及び第十三条中「条例」とあるのは「条例第七十六条において準用する条例」と、第八条及び第十三条第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第二十八条第一項中「従業者の勤務の体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。</u> （従業者の員数に関する特例）
第六十一条 多機能型事業所（条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する<u>第三条第三項及び第四項、第四条第二項、第四十四条第二項及び第三項、第五十一条の二第二項並びに第五十二条の規定の適用については、第三条第三項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第四項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第四条第二項第二号イ中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第四十四条第二項第一号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第三項中「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」とする。</u> （電磁的記録等）	第六十一条 多機能型事業所（条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する<u>第三条第三項及び第四項、第四条第二項から第七項まで（第三項を除く。）、第三十八条、第四十四条第二項及び第三項、第五十一条の二第二項並びに第五十二条の規定の適用については、第三条第三項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第四項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第四条第二項第二号イ中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第四項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第四十四条第二項第一号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第三項中「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」とする。</u> （電磁的記録等）
第六十二条 条例第八十二条第一項の規則で定める規定は、第十五条第一項（第三十一条の五、第三十七条、第四十七条、第四十七条の二、第五十一条、第五十一条の五及び第五十八条において準用する場合を含む。）及び第十八条（第三十一条の五、第三十七条、第四十七条、第四十七条の二、第五十一条、第五十一条の五及び第五十八条において準用する場合を含む。）とする。	第六十二条 条例第八十二条第一項の規則で定める規定は、第十五条第一項（第三十一条の五、第三十七条、<u>第四十三</u>条、第四十七条、第四十七条の二、第五十一条、第五十一条の五及び第五十八条において準用する場合を含む。）及び第十八条（第三十一条の五、第三十七<u>七</u>条、<u>第四十三</u>条、第四十七条、第四十七条の二、第五十一条、第五十一条の五及び第五十八条において準用する場合を含む。）とする。

（三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第三条 三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年三重県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する

改 正 後	改 正 前
第三 条 (略) 2 条例第五条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める数とする。 一 (略) 二 看護職員 次のイ又はロに掲げる指定福祉型障害児入所施設の種類の種類に応じ、それぞれ次のイ又はロに定める数 イ (略) ロ 主として肢体不自由(法第六条の二の二第二項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。)のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 一以上 三〇六 (略) 3 条例第五条第二項に規定する心理担当職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 (入所支援計画の作成等)	第三 条 (略) 2 条例第五条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める数とする。 一 (略) 二 看護職員 次のイ又はロに掲げる指定福祉型障害児入所施設の種類の種類に応じ、それぞれ次のイ又はロに定める数 イ (略) ロ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 一以上 三〇六 (略) 3 条例第五条第二項に規定する心理指導担当職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 (入所支援計画の作成等)
第六 条 (略) 2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。 3・4 (略) 5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。 6～10 (略) (移行支援計画の作成等)	第六 条 (略) 2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。 3・4 (略) 5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。 6～10 (略)
第六 条の二 条例第十五条の二第二項の移行支援計画の作成等に関し必要な基準は、次項から第十項までに定めるところによる。 2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他	

	のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。	
3	児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。	
4	児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。	
5	前条第三項及び第五項から第七項までの規定は、第二項に規定する移行支援計画の作成について準用する。	
6	前条第三項、第五項から第七項まで及び第九項並びに第二項及び第三項の規定は、第四項に規定する移行支援計画の変更について準用する。	
	（記録の整備）	（記録の整備）
第十三条 （略）		第十三条 （略）
一 （略）		一 （略）
二 入所支援計画及び移行支援計画		二 入所支援計画
三〜六 （略）		三〜六 （略）
	（支援）	（指導、訓練等）
第二十三条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行わなければならない。		第二十三条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。
2 （略）		2 （略）
3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行わなければならない。		3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。
4 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、常時一人以上の従業者を支援に従事させなければならない。		4 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、常時一人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。
5 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児に対して、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の管理者及び従業者以外の者による支援を受けさせてはならない。		5 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児に対して、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の管理者及び従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。
	（協力医療機関等）	（協力医療機関等）
第二十八条 （略）		第二十八条 （略）
2 （略）		2 （略）

3	指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において単に「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型コロナウイルス等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。	第三十二条 条例第三十六条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
4	指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。	第三十二条 条例第三十六条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
	第三十二条 条例第三十六条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。	
	一・二 （略）	一・二 （略）
	三 心理担当職員 一以上	三 心理指導担当職員 一以上
	四・五 （略）	四・五 （略）

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）附則第十一条の規定により一部改正法第二条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第四十二条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、第一条の規定による改正後の三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新児童福祉施設基準条例施行規則」という。）第六十一条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。
- 3 一部改正法附則第十一条の規定により新児童福祉法第四十二条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、新児童福祉施設基準条例施行規則第六十二条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に設置している第一条の規定による改正前の三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（次項において「旧児童福祉施設基準条例施行規則」という。）第六十一条第一号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉施設基準条例施行規則第六十一条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。
- 5 この規則の施行の際現に設置している旧児童福祉施設基準条例施行規則第六十一条第一号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉施設基準条例施行規則第六十二条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例による。
- 6 一部改正法附則第四条第一項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の二第一項の指定を受けたものとみなされているものについては、第二条の規定による改正後の三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新指定障害児通所支援基準条例施行規則」という。）第四条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例による。
- 7 一部改正法附則第四条第一項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の二第一項の指定を受けたものとみなされているものについては、新指定障害児通所支援基準条例施行規則第六条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。
- 8 この規則の施行の際現に指定を受けている第二条の規定による改正前の三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（次項において「旧指定障害児通所支援基準条例施行規則」という。）第六条第二項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び主として

重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定障害児通所支援基準条例施行規則第四条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例による。

- 9 この規則の施行の際現に指定を受けている旧指定障害児通所支援基準条例施行規則第六条第二項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定障害児通所支援基準条例施行規則第六条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

三重県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布します。

令和六年三月二十九日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第三十九号

三重県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

- 第一条 この規則は、三重県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和六年三重県条例第二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(設備)

- 第三条 条例第十一条第一項の規則で定める要件に適合する建物は、木造かつ平屋建ての女性自立支援施設の建物であつて、次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - 一 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - 二 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 2 条例第十一条第三項の設備に関し規則で定める必要な基準は、次のとおりとする。

一 居室

- イ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね九・九平方メートル以上とすること。
- ロ 主要な出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- ハ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しないこと。

二 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 医務室

入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。

四 食堂及び調理室

食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持するために必要な措置を講じること。

五 その他の設備

- イ 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- ロ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

- 第四条 条例第十八条の入所者に係る給付金で規則で定めるものは、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和五年厚生労働省令第三十六号）第十八条に規定する給付金（次項において「給付金」という。）とする。

- 2 条例第十八条に規定する規則で定める管理の方法は、次のとおりとする。

- 一 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。第二号から第四号までにおいて「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

- 一 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- 二 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- 四 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

(関係機関との連携)

第五条 女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七條第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）、母子・父子福祉団体その他の関係機関及び母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(三重県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の廃止)

- 2 三重県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年三重県規則第十一号）は、廃止する。

(居室の面積に関する経過措置)

- 3 この規則の施行前に設置された施設における居室の床面積については、第三条第二項第一号イの規定にかかわらず、当分の間、前項による廃止前の三重県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第三条第二項第一号イによることができる。ただし、施設を改築し、又は増築する場合はこの限りではない。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
